

高知大学学則

平成 20 年 3 月 26 日
規 則 第 74 号

最終改正 令和 5 年 1 月 31 日規則第 71 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 通則

第 1 節 学年、学期及び休業日（第 2 条－第 4 条）

第 2 節 収容定員等（第 5 条）

第 3 節 入学及び入学手続等（第 6 条－第 9 条）

第 4 節 休学、復学、退学、転学、留学、除籍及び再入学（第 10 条－第 17 条）

第 5 節 教育職員免許状（第 18 条）

第 6 節 賞罰（第 19 条・第 20 条）

第 7 節 研究生、特別研究学生、科目等履修生及び特別聴講学生（第 21 条－第 24 条）

第 8 節 外国人留学生（第 25 条）

第 9 節 長期履修学生（第 26 条）

第 3 章 学部

第 1 節 目的の公表（第 27 条）

第 2 節 修業年限及び在学期間（第 28 条－第 30 条）

第 3 節 入学及び編入学等（第 31 条－第 34 条）

第 4 節 教育課程及び履修方法（第 35 条－第 51 条）

第 5 節 卒業及び学位の授与（第 52 条－第 54 条）

第 4 章 大学院

第 1 節 目的の公表（第 55 条）

第 2 節 標準修業年限及び在学期間（第 56 条・第 57 条）

第 3 節 入学及び編入学等（第 58 条－第 61 条）

第 4 節 教育課程（第 62 条－第 72 条）

第 5 節 課程の修了及び学位の授与（第 73 条－第 76 条）

第 5 章 検定料、入学料及び授業料（第 77 条－第 81 条）

第 6 章 寄宿舍、学生会館及び国際交流会館（第 82 条－第 84 条）

第 7 章 特別の課程（第 84 条の 2）

第8章 雑則（第85条）

附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 高知大学（以下「本学」という。）の学部においては、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の趣旨に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とし、次の理念を掲げる。

- （1） 広範な教養と高度な専門知識・技術に裏づけられた創造的探究心と豊かな人間性を培い、人類の健全な発展に積極的に貢献する人材を育成する。
- （2） 諸科学の基礎と応用について学際協力と国際協力の下に、創造的独創的研究を行い、学術文化の進展に寄与する。
- （3） 教育研究の成果を通して、世界の文化と人類福祉の向上に貢献する。また、地域社会の振興、教育と文化の向上及び福祉の増進に努める。

2 本学大学院においては、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、諸学術の進歩と人類福祉の向上に寄与すること、及び高度の専門性が求められる職業を担うために深い学識と卓越した能力を培い、文化の進展と社会の発展に貢献することを目的とする。

第2章 通 則

第1節 学年、学期及び休業日

（学年）

第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第3条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第4条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

- （1） 日曜日及び土曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3） 創立記念日 10月1日

- (4) 夏季休業日
- (5) 冬季休業日
- (6) 学年末休業日

- 2 前項第4号から第6号までに規定する休業日については、当該年度の前年度末までに、学年暦として学長が別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第2節 収容定員等

(収容定員等)

第5条 本学学部 of 収容定員等は、別表第1のとおりとする。

- 2 本学大学院の収容定員等は、別表第2のとおりとする。

第3節 入学及び入学手続等

(入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の初めに学生を入学させることができる。

(入学志願の手続)

第7条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて、所定の期間に本学に提出しなければならない。

(入学者選抜)

第8条 学長は、入学志願者に対して選抜を行い、学部にあつては学部教授会、大学院にあつては研究科委員会（以下この章において「学部教授会等」という。）の議を経て、合格者を決定する。

- 2 前項の選抜に関しては、別に定める。

(入学の許可)

第9条 入学者の選抜に合格した者は、所定の期日までに、入学料を納付し（入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者を除く。）、別に定める書類を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者を含む。）に入学を許可する。

第4節 休学、復学、退学、転学、留学、除籍及び再入学

(休学)

第10条 病気その他の理由により3か月以上修学を中断しようとする者は、医師の診断書

又は理由書を添えて学長に休学願を提出し、その許可を受けて休学することができるものとする。

- 2 休学の許可は、学部教授会等の議を経て、学長が行うものとする。
- 3 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由のある者には、更に引き続き1年を限度として休学を許可することがある。この場合、博士課程医学専攻の学生については、2年を限度とする。
- 4 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないと認める学生に対しては、学部教授会等の議を経て、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学期間)

第11条 休学期間は、通算して次の各号に定める年限を超えることができない。

- (1) 学部 4年

ただし、医学部においては、通算して3年を超えることができない。

- (2) 大学院

修士課程 2年

専門職学位課程 2年

博士課程（医学専攻を除く。） 3年

博士課程医学専攻 4年

ただし、第56条第2項に規定する場合においては、休学期間の年限を、当該標準修業年限と同じ年限とする。

- 2 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第12条 学生は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長に復学願を提出し、学部教授会等の議を経て復学することができる。

- 2 前項の場合において、病気を理由とする休学のときは、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第13条 学生は、退学しようとするときは、その理由を詳記し、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、学部教授会等の議を経て行うものとする。

(転学)

第14条 学生は、他の大学又は大学院に転学しようとするときは、その理由を付し、学長

に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、学部教授会等の議を経て行うものとする。

(留学)

第15条 学長は、本学において教育上有益と認めるときは、外国の大学、大学院又は研究所等（以下この条において「大学院等」という。）との協議に基づき、学生が当該大学又は大学院等に留学することを認めることができる。

2 前項による留学の期間は、在学期間に算入する。

3 留学により修得した単位の取扱いについては、第 49 条又は第 65 条の規定を適用する。

(除籍)

第16条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、学部教授会等の議を経て、これを除籍する。

- (1) 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (2) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は一部免除若しくは徴収猶予を許可した者であって、納付すべき入学料を納付しないもの
- (3) 授業料又は寄宿料の納付を怠ったもの
- (4) 所定の在学期間を超えたもの
- (5) 休学期間を満了し、復学手続をしないもの

2 死亡又は行方不明の者は、届出によって除籍する。

3 学長は、第 54 条及び第 76 条の規定により学位の授与を受けた者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学部教授会等の議を経て、卒業又は修了（以下この項において「卒業等」という。）を取り消し、卒業等の日をもって除籍する。

(再入学)

第17条 学長は、願いにより本学を退学した者又は除籍された者で再入学を志願するものがあるときは、学部教授会等の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学する場合は、第 9 条の規定を適用する。

第5節 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第18条 学生が、教育職員免許状を取得するためには、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において取得できる教育職員免許状の種類及び教科等は、学部にあつては別表第3、大学院にあつては別表第4のとおりとする。

第6節 賞 罰

(表彰)

第19条 学長は、学芸その他において特に卓越した業績をあげた学生があつたときは、審議の上、これを表彰することがある。

- 2 学生の表彰に関する事項は、別に定める。

(懲戒)

第20条 学長は、本学の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為のあつた学生に対しては、これを懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 停学の期間は、第30条及び第57条に規定する在学期間に算入する。ただし、停学期間が通算して3か月以上にわたるときは、学部にあつては第52条、大学院にあつては第73条に規定する卒業又は修了要件の期間に算入しない。
- 4 前各項に規定するもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 研究生、特別研究学生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第21条 学長は、本学において特定事項の研究を志願する者があるときは、学部教授会等の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関する事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第22条 学長は、他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受入れを認めることがある。

- 2 特別研究学生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第23条 学長は、本学の学生以外の者で、本学の学部又は大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部教授会等の議を経て、科目等

履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第24条 学長は、本学において特定の授業科目又は特別の教育プログラムを履修することを希望する他の大学（短期大学を含む。）又は大学院の学生があるときは、学部教授会等の議を経て、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

第8節 外国人留学生

(外国人留学生)

第25条 学長は、外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学部教授会等の議を経て、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された外国人留学生は、学部にあつては定員外とすることができる。

- 3 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第9節 長期履修学生

(長期履修学生)

第26条 本学は、学生が職業を有している等の事情により、学部の修業年限又は大学院の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を卒業又は修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

- 2 前項の規定により大学院の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた者については、第57条の「2倍」を「3倍」と読み替えるものとする。

- 3 長期履修学生に関する事項は、別に定める。

第3章 学 部

第1節 目的の公表

(目的の公表)

第27条 本学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第28条 本学学部の修業年限は、4年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあつては、6年とする。

(修業年限の通算)

第29条 本学学部において、科目等履修生として一定の単位を修得した後、学部に入学者が、第51条の規定により単位の認定を受け、学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を学部の修業年限の2分の1を超えない範囲で、入学後の修業年限に通算することができる。

- 2 前項の修業年限の通算については、学部教授会において認定する。

(在学期間)

第30条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

- 2 医学部医学科の在学期間は、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次のそれぞれについて、通算して4年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、全年次を通算して在学期間12年を超えない範囲で期間の延長を認めることがある。

- 3 医学部看護学科の在学期間は、第1年次及び第2年次並びに第3年次及び第4年次のそれぞれについて、通算して4年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、全年次を通算して在学期間8年を超えない範囲で期間の延長を認めることがある。

- 4 第17条、第32条、第33条又は第33条の2の規定により、入学を許可された者の在学期間は、各学部の定めるところによる。

第3節 入学及び編入学等

(入学資格)

第31条 本学学部に入学者ができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣

が定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(編入学及び転入学)

第32条 学長は、次の各号の一に該当する者で、本学学部編入学又は転入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、学部教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者で、高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- (5) 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者で、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- (6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (7) 大学を退学した者
- (8) 他の大学に在学中の者
- (9) その他前各号と同等以上の学力があると認められる者

2 前項の規定により入学する場合は、第9条の規定を適用する。

(第3年次編入学)

第33条 学長は、次の各号の一に該当する者で、人文社会科学部、理工学部又は農林海洋科学部の第3年次に編入学を志願する者があるときは、当該学部教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者

- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (4) 他の大学に2年以上在学し62単位以上修得した者
 - (5) 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者で、高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
 - (6) 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者で、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
 - (7) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
 - (8) その他前各号と同等以上の学力があると認められる者
- 2 学長は、次の各号の一に該当する者で、医学部看護学科の第3年次に編入学を志願する者があるときは、学部教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 短期大学の看護学科を卒業した者
 - (2) 前項第1号から第6号までに該当する者で、看護系の専修学校の専門課程を修了した者
 - (3) 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者で、高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすもので看護系の専攻科に限る。）を修了した者
 - (4) 学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者で、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすもので看護系の学科に限る。）を修了した者
 - (5) その他前各号と同等以上の学力があると認められる者
- 3 前2項の規定により入学する場合は、第9条の規定を適用する。
- （第2年次編入学）
- 第33条の2 学長は、次の各号の一に該当する者で、医学部医学科の第2年次に編入学を志願する者があるときは、学部教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 大学を卒業した者（医学部医学科を卒業した者を除く。）
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) その他前各号と同等以上の学力があると認められる者
- 2 前項の規定により入学する場合は、第9条の規定を適用する。

(転学部及び転学科等)

第34条 学長は、他の学部転ずることを志願する学生があるときは、学部教授会の議を経て、これを許可することがある。

2 前項の規定は、学部内で他の学科に転ずることを志願する学生について準用する。

第4節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第35条 本学は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、それぞれの有機的連携を保ちつつ、学部横断の統合的な教育課程を通して体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻分野に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養^{かん}するよう適切に配慮するものとする。

3 本学は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第1項の規定にかかわらず、大学連携推進法人（国立大学法人高知大学が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他の大学、専門職大学又は短期大学が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を、本学が自ら開設したものみなすことができる。

(土佐さがけプログラム)

第35条の2 本学は、特別な教育課程を編成する土佐さがけプログラムを置く。

2 土佐さがけプログラムに関する事項は、別に定める。

(教育課程の編成方法)

第36条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(授業科目)

第37条 本学学部及び土佐さがけプログラム（以下本章において「学部」という。）において開設する授業科目は、初年次科目、教養科目及び専門科目のいずれかの教育科目に区分されるものとする。

2 前項の授業科目は、全学共通に履修させる授業科目（共通教育）及びそれぞれの学部において履修させる授業科目に区分して開設するものとする。

3 第1項の科目区分における開設授業科目、単位数、履修方法及び成績評価等について必要な事項は、それぞれの開設主体において別に定める。

(開設主体)

第38条 前条第2項の授業科目のうち全学共通に履修させる授業科目は、全学教育機構が開設し、学部において履修させる授業科目は、それぞれの学部が開設するものとする。

(共通教育の実施)

第39条 本学の教員は、共通教育の実施・発展に努め、共通教育を担当する責任を負うものとする。

(授業科目の特例)

第40条 外国人留学生に対しては、第37条に定めるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。

- 2 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間、中等教育（中学校及び高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者の教育について当該学部が必要であると認める場合には、前項の規定を準用する。

(単位の計算方法)

第41条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目について、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第42条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣の定めるところにより、前項に規定する授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(成績評価基準の明示等)

第43条 本学学部は、学生に対して授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成績に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(組織的な研修)

第44条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

- 2 本学学部は、学生に対する教育の充実を図るため、当該学部の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

(履修方法等)

第45条 学生の履修すべき授業科目・単位数及びその履修方法は、各学部の定めるところによる。

(単位の授与及び成績の評価)

第46条 授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の各学部が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

- 2 試験の成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

(履修科目の登録の上限)

第47条 学生（医学部の学生を除く。以下本条において同じ。）が卒業の要件として修得すべき単位数については、授業科目を適切に履修することができるようにするため、履修登録できる単位数について上限を定める。

- 2 次条から第50条までの規定により卒業の要件として履修する授業科目の単位数については、前項に定める上限単位数に含むものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、所定の単位を優秀な成績をもって修得した学生については、上限単位数を超えて授業科目の履修登録を認めることができる。
- 4 前3項に定める履修科目の登録の上限に関する事項は、別に定める。

(他の学部の授業科目の履修)

第48条 学生は、他の学部 of 授業科目を履修することができる。この場合においては、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第49条 本学学部が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（留学しようとする外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。この場合においては、所属学部長を経て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 本学学部が教育上有益と認めるときは、学生が休学中に他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。
- 3 前2項の規定により履修した授業科目については、60単位（医学部にあっては、30単位）を超えない範囲で、学部において修得したものとみなし認定することができる。
- 4 第1項の規定による履修期間は、在学期間に含まれるものとする。
- 5 他の大学及び短期大学における授業科目の履修等の取扱いに関する事項は、別に定める。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第49条の2 学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第50条 本学学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位（医学部にあっては、30単位）を超えないものとする。
- 3 大学以外の教育施設等における学修等の取扱いに関する事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第51条 本学学部が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、認定することができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第32条に規定する編入学及び転入学、第33条に規定する第3年次編入学及び第33条の2に規定する第2年次編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第49条第2項及び前条第2項の規定により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位（医学部にあっては、30単位）を超えないものとする。
- 4 入学前の既修得単位の認定等の取扱いに関する事項は、別に定める。

第5節 卒業及び学位の授与

（卒業）

第52条 学長は、第28条に規定する修業年限を満たし、所定の授業科目を履修してその単位を修得し、学部の定める卒業の資格を得た者には、学部教授会の議を経て、卒業を認定する。ただし、第42条第2項の授業方法により修得する単位は、60単位を限度とし、第49条の2の規定により修得したとみなすものとする単位は、30単位を超えないものとする。

（早期卒業）

第53条 学長は、前条及び第28条の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者が、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、学部教授会の議を経て、早期卒業を認定することができる。

- 2 前項の規定は、医学部及び地域協働学部の学生には適用しない。
- 3 第1項の早期卒業に関する事項は、別に定める。

（学位の授与）

第54条 本学学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 学位の授与は、高知大学学位規則の定めるところによる。

第4章 大学院

第1節 目的の公表

（目的の公表）

第55条 本学大学院は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第2節 標準修業年限及び在学期間

（標準修業年限）

第56条 課程の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 修士課程 2年
 - (2) 専門職学位課程 2年
 - (3) 博士課程（医学専攻を除く。） 3年
 - (4) 博士課程医学専攻 4年
- 2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。

（在学期間）

第57条 在学期間は、課程の標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

第3節 入学及び編入学等

（修士課程の入学資格）

第58条 修士課程（看護学専攻母子看護学分野・実践助産学課程を除く。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与され

た者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたものの
 - (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
 - (11) 本学大学院が、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- 2 修士課程看護学専攻母子看護学分野・実践助産学課程に入学することのできる者は、前項各号の一に該当する入学資格を有し、かつ、看護師資格を有する者又は看護師国家試験受験資格のある者とする。

（専門職学位課程の入学資格）

第58条の2 専門職学位課程に入学することのできる者は、前条第1項各号の一に該当する入学資格を有し、かつ、教育職員免許法に定める教諭の一種免許状又は専修免許状を有する者とする。

（博士課程の入学資格）

第59条 博士課程（医学専攻を除く。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 2 博士課程医学専攻に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位（専攻分野は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本学

大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたものの

(9) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に4年以上在学し、又は外国において学校教育における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含む16年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(編入学及び転入学)

第60条 学長は、他の大学院から編入学及び転入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

(進学)

第61条 学長は、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程に進学を志願する者については、研究科の定めるところにより選考の上、進学を許可する。

第4節 教育課程

(教育課程の編成方針)

第62条 本学大学院は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を^{かん}涵養するよう適切に配慮するものとする。

(土佐さがけプログラム)

第62条の2 本学大学院は、特別な教育課程を編成する土佐さがけプログラムを置く。

2 土佐さがけプログラムに関する事項は、別に定める。

(準専攻及び副専攻)

第63条 第62条の規定にかかわらず、専攻横断型の準専攻及び副専攻を設けることができる。

- 2 準専攻及び副専攻に関する事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第64条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、専門職学位課程の教育は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他適切な方法により授業を行うなど配慮するものとする。

- 2 授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

- 3 研究指導担当教員に関する事項は、別に定める。

(授業の方法)

第64条の2 本学大学院の授業の方法は、第42条を準用する。

(履修科目の登録の上限)

第64条の3 専門職学位課程においては、学生が授業科目を適切に履修することができるようにするため、履修登録できる単位数について上限を定める。

- 2 前項に定める履修科目の登録の上限に関する事項については、別に定める。

(他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学における授業科目の履修等)

第65条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学（以下この条において「他の大学院等」という。）との協議に基づき、学長の許可を得て他の大学院等の授業科目を履修することができる。

- 2 本学大学院が教育上有益と認めるときは、学生が休学中に他の大学院等の授業科目を履修することを認めることができる。

- 3 前2項の規定により履修した授業科目については、15単位（専門職学位課程にあっては14単位）を超えない範囲で、本学大学院において履修したものとみなし認定することができる。

- 4 第1項の規定による履修期間は、在学期間に含まれるものとする。

- 5 他の大学院等における授業科目の履修等の取扱いに関する事項は、別に定める。

(他の大学院等又は外国の大学院等若しくは国際連合大学における研究指導)

第66条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等及び外国の大学院又は研究所等若しくは国際連合大学との協議に基づき、学長の許可を得て、必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定による研究指導の期間は、在学期間に含まれるものとする。

- 3 他の大学院等又は外国の大学院等若しくは国際連合大学における研究指導等の取扱いに関する事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第67条 単位の計算方法については、第41条の規定を準用する。

(単位の授与及び成績の評価)

第68条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告等により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

- 2 成績の評価は、第46条の規定を準用する。

(教育方法の特例)

第69条 本学大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(授業科目、履修方法及び成績評価基準等の明示)

第70条 本学大学院の授業科目及び研究指導の内容並びに履修方法は、研究科において定めるものとする。

- 2 前項で定めた事項は、1年間の授業及び研究指導の計画を含めて学生にあらかじめ明示するものとする。

- 3 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(組織的な研修等)

第71条 本学大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

- 2 本学大学院研究科各専攻は、学生に対する教育の充実を図るため、当該専攻の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第72条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により

修得したものとみなし、認定することができる。ただし、専門職学位課程を除く。

- 2 前項の規定により修得したものとみなし認定することのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えない範囲で修了要件に算入することができるものとする。ただし、第65条の規定により認定する単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第5節 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了要件)

- 第73条 課程（専門職学位課程を除く。）の修了要件は、当該課程に第56条に定める標準修業年限以上在学し、第70条に定める授業科目について研究科が定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、第56条の規定にかかわらず、1年（医学専攻においては3年）以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、学位論文の審査に代えて、特定の課題についての研究の成果の審査とすることができる。
 - 3 前条の規定により、修士課程又は博士課程（医学専攻に限る。）に入学する前に修得した単位を本学大学院において修得したとみなす場合であって、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間、当該課程に在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程においては、少なくとも1年以上在学するものとする。
 - 4 第1項ただし書の規定にかかわらず、修士課程又は専門職学位課程を修了した者の博士課程（医学専攻を除く。）の在学期間については、当該課程の在学期間と通算して3年以上を要するものとする。
 - 5 専門職学位課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、第70条に定める授業科目について研究科が定める単位を修得することとする。

第74条 削除

第75条 削除

(学位の授与)

- 第76条 本学大学院の課程を修了した者には、修士、教職修士（専門職）又は博士の学位を授与する。

2 学位の授与は、高知大学学位規則の定めるところによる。

第5章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第77条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法に関し必要な事項は、別に定める。

(検定料及び入学料の不徴収)

第77条の2 本学大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き本学大学院の博士課程に入学を志願する者に係る検定料及び入学する者に係る入学料は、徴収しない。

2 前項に該当する者のほか、本学大学院の博士課程に入学する者のうち、学長が別に定める者に係る入学料は、徴収しない。

(休学及び復学の場合における授業料)

第78条 休学を許可され、又は命ぜられた者の休学中の授業料は、月割計算により休学当月の翌月（ただし、月の初日から休学を許可された場合は、休学当月）から復学当月の前月までに相当する額を免除する。

2 休学中の者が第1学期又は第2学期の中途において復学した場合の授業料の額は、月割計算により復学当月から次の徴収期の前月までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(退学者、除籍者及び停学者の授業料)

第79条 学生が退学し、除籍され、又は退学、停学を命ぜられたときも、授業料は、別に定めのある場合のほか、その期の分を徴収する。

(入学料等の免除及び徴収猶予)

第80条 学長は、経済的理由等によって納付が困難であると認められるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、入学料の免除又は徴収猶予を行うことがある。

2 学長は、経済的理由によって納付が困難と認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、又は休学その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の免除又は徴収猶予を行うことがある。

3 学長は、学業等成績が特に優れていると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の免除を行うことがある。

(既納の検定料等の取扱い)

第81条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、検定料及び授業料の返還に関する特例については、別に定める。

第6章 寄宿舍、学生会館及び国際交流会館

(寄宿舍)

第82条 本学に、次の寄宿舍を設置する。

南溟寮 高知市朝倉 男子寮

日章寮 南国市物部 男子寮

かつら寮 高知市曙町 女子寮

ときわ寮 高知市朝倉 女子寮

留学生寄宿舍 南国市物部 世帯用

- 2 寄宿舍の管理運営等に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 寄宿料の額、徴収方法及び寄宿料免除に関し必要な事項は、別に定める。

(学生会館)

第83条 本学に、学生会館を設置する。

- 2 学生会館の管理運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流会館)

第84条 本学に、国際交流会館を設置する。

- 2 国際交流会館の管理運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 特別の課程

(特別の課程)

第84条の2 本学（本学大学院を含む。）は、学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程（以下「履修証明プログラム」という。）を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第8章 雑 則

(その他)

第85条 この学則の改廃は、国立大学法人高知大学役員会（以下「役員会」という。）の議を経て行う。

- 2 前項の役員会の審議に先立ち、国立大学法人高知大学教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 高知大学学則（平成16年規則第133号）及び高知大学大学院学則（平成16年規則第310号）（この項において「学則等」という。）は、廃止する。ただし、平成19年度以前の入学生が在学する間は、学則等は存続するものとする。
- 3 第5条第2項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

研 究 科	課程	専 攻	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総 合 人 間 自 然 科 学 研 究 科	修士課程	人文社会科学	10	20	20
		教育学	30	60	60
		理学	75	150	150
		医科学	15	30	30
		看護学	12	24	24
		農学	59	118	118
		計	201	402	402
	博士課程	応用自然科学	6	12	18
		医学	30	60	90
		黒潮圏総合科学	6	12	18
		計	42	84	126
総 計			243	486	528

- 4 人文社会科学研究科、教育学研究科、理学研究科、医学系研究科、農学研究科及び黒潮圏海洋科学研究科は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 5 前項の規定により存続する研究科において、当該研究科に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、この規則による改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月10日規則第51号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日規則第56号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、平成21年度から平成29年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	5
	看護学科	
	計	5
合 計		5

- 3 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、平成22年度から平成31年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	7
	看護学科	
	計	7
合 計		7

- 4 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、平成23年度から平成31年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	3
	看護学科	
	計	3
合 計		3

- 5 別表第1に定める医学部及び合計の項の編入学定員に、平成21年度は第3年次編入学定員として、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学 科	定 員
医学部	医学科	5
	看護学科	
	計	5
合 計		5

- 6 別表第1に定める医学部及び合計の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成36年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科・課 程	収 容 定 員			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医 学 部	医学科	550	567	587	607
	第2年次編入学	5	10	15	20
	第3年次編入学	20	15	10	5
	小計	575	592	612	632
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
計		835	852	872	892
合 計		4,495	4,512	4,532	4,552

学 部	学 科・課 程	収 容 定 員			
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年

		度	度	度	度
医 学 部	医学科	627	647	657	660
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	652	672	682	685
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
	計	912	932	942	945
合 計		4,572	4,592	4,602	4,605

学 部	学 科・課 程	収 容 定 員			
		平成29年 度	平成30年 度	平成31年 度	平成32年 度
医 学 部	医学科	660	655	650	635
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	685	680	675	660
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
	計	945	940	935	920
合 計		4,605	4,600	4,595	4,580

学 部	学 科・課 程	収 容 定 員			
		平成33年 度	平成34年 度	平成35年 度	平成36年 度
医 学 部	医学科	620	605	590	580
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	645	630	615	605
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
	計	905	890	875	865
合 計		4,565	4,550	4,535	4,525

7 改正後の別表第3（第18条関係）の規定にかかわらず、平成20年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則（平成22年1月27日規則第47号）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日規則第22号）

- 1 この学則は、平成22年6月25日から施行する。
- 2 第77条の2の規定は、平成16年4月1日から適用する。同条の適用日における本学大学院の博士前期課程は、同条に定める本学大学院の修士課程とみなす。

附 則（平成23年 1 月26日規則第60号）

この学則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、第68条、別表第 3（第18条関係）及び別表第 4（第18条関係）については、改正後の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則（平成23年 1 月26日規則第61号）

この学則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月28日規則第102号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学生については、改正後の第35条の 2、第37条及び第62条の 2 の規定は適用しない。

附 則（平成24年 5 月23日規則第12号）

この規則は、平成24年 5 月23日から施行する。

附 則（平成25年 1 月23日規則第60号）

この規則は、平成25年 1 月23日から施行する。

附 則（平成26年 3 月26日規則第108号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規則施行日前にした行為に対する停学期間の取扱いについては、改正後の第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月25日規則第154号）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高知大学学則の規定にかかわらず、第16条、第34条、第46条、第47条、第68条及び別表第 3 の適用について、平成26年度以前の入学生は、なお従前の例による。
- 3 別表第 1 に定める人文学部、教育学部及び地域協働学部の平成27年度から平成29年度までの収容定員は、改正後の同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
人文学部	人間文化学科	376	376	376
	国際社会コミュニケーション学科	332	332	332
	社会経済学科	452	432	412
	第3年次編入学（学科共通）	20	20	20
	計	1,180	1,160	1,140

教育学部	学校教育教員養成課程	430	460	490
	生涯教育課程	210	140	70
	計	640	600	560
地域協働学部	地域協働学科	60	120	180
	計	60	120	180

附 則（平成28年 1 月13日規則第53号）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、改正後の第37条及び別表第 3 の適用について、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 1 及び高知大学学則等の一部を改正する規則（平成27年 3 月25日規則第154号）附則第 3 項の規定にかかわらず、人文学部、人文社会科学部、理学部、農学部及び農林海洋科学部の平成28年度から平成30年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
人文学部	人間文化学科	282	188	94
	国際社会コミュニケーション学科	249	166	83
	社会経済学科	334	216	98
	第 3 年次編入学 （学科共通）	20	20	10
	計	885	590	285
人文社会科学部	人文社会科学科	275	550	825
	第 3 年次編入学	0	0	10
	計	275	550	835
理学部	理学科	525	510	495
	応用理学科	525	510	495
	第 3 年次編入学 （学科共通）	20	20	20
	計	1,070	1,040	1,010
農学部	農学科	510	340	170
	計	510	340	170
農林海洋科学部	農林資源環境科学科	90	180	270
	農芸化学科	45	90	135
	海洋資源科学科	65	130	195
	計	200	400	600

附 則（平成28年 6 月10日規則第12号）

この規則は、平成28年6月10日から施行する。

附 則（平成29年2月27日規則第58号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第33条の規定は、平成30年度以降の入学を志願する者に適用し、平成29年度の入学を志願する者については、なお従前の例による。
- 3 平成28年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、改正後の第53条及び別表第3の適用について、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第1及び高知大学学則の一部を改正する規則（平成28年1月13日規則第53号）附則第3項の規定にかかわらず、理学部及び理工学部の平成29年度から平成31年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
理学部	理学科	390	255	120
	応用理学科	390	255	120
	第3年次編入学 (学科共通)	20	20	10
	計	800	530	250
理工学部	数学物理学科 第3年次編入学	55	110	165 2
	情報科学科 第3年次編入学	30	60	90 2
	生物科学科 第3年次編入学	45	90	135 2
	化学生命理工 学科 第3年次編入学	70	140	210 2
	地球環境防災 学科 第3年次編入学	40	80	120 2
	計	240	480	730

附 則（平成30年1月18日規則第35号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第33条の規定は、平成31年度以降の入学を志願する者に適用し、平成30年度の入学を志願する者については、なお従前の例による。
- 3 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、平成30年度から平成31年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	5

	小計	5
	計	5
合計		5

- 4 改正後の別表第1及び高知大学学則の一部を改正する規則（平成21年2月24日規則第56号）附則第6項の規定にかかわらず、医学部及び合計の平成30年度から平成36年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
医学部	医学科	660	660	645	630
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	685	685	670	655
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
計		945	945	930	915
合計		4,605	4,605	4,590	4,575

学部	学科・課程	収容定員		
		平成34年度	平成35年度	平成36年度
医学部	医学科	615	600	585
	第2年次編入学	25	25	25
	小計	640	625	610
	看護学科	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20
	小計	260	260	260
計		900	885	870
合計		4,560	4,545	4,530

- 5 改正後の別表第2の規定にかかわらず、修士課程、専門職学位課程及び合計の平成30年度の収容定員は、次のとおりとする。

課程	専攻	収容定員
		平成30年度
修士課程	人文社会科学専攻	20
	教育学専攻	42
	理学専攻	150
	医科学専攻	30
	看護学専攻	24
	農学専攻	118
	計	384
専門職学位課程	教職実践高度化専攻	15
	計	15
合計		555

- 6 平成29年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、改正後の別表第4の適用について、なお従前の例による。

附 則（平成31年1月16日規則第55号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した地域協働学部の学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された地域協働学部の学生に係る授業科目の科目区分については、なお従前の例による。
- 3 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）及び教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）の規定により、これらの規定による改正前の教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定により教育職員免許状授与の所要資格を得ることができるとされる者に係る本学において取得できる教育職員免許状の種類及び教科等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年1月27日規則第52号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、令和2年度から令和3年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	15
	小計	15
	計	15
合計		15

- 3 改正後の別表第1及び高知大学学則の一部を改正する規則（平成30年1月18日規則第35号）附則第4項の規定にかかわらず、医学部及び合計の令和2年度から令和8年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医学部	医学科	660	660	645	630
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	685	685	670	655
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
計		945	945	930	915
合計		4,605	4,605	4,590	4,575

学部	学科・課程	収容定員		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医学部	医学科	615	600	585
	第2年次編入学	25	25	25
	小計	640	625	610
	看護学科	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20
	小計	260	260	260
	計	900	885	870
合計		4,560	4,545	4,530

- 4 改正後の別表第2の規定にかかわらず、修士課程及び合計の令和2年度の収容定員は、次のとおりとする。

課程	専攻	収容定員
		令和2年度
修士課程	人文社会科学専攻	18
	教育学専攻	24
	理学専攻	75
	理工学専攻	55
	医科学専攻	30
	看護学専攻	24
	農学専攻	59
	農林海洋科学専攻	55
	地域協働学専攻	3
	計	343
合計		529

- 5 令和元年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、改正後の別表第4の適用について、なお従前の例による。

附 則（令和3年1月22日規則第27号）

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和2年度以前の入学生及び編入学等によって同学年と同じ学年に入学等を許可された者については、改正後の別表第3の適用について、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月9日規則第55号）

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和3年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、改正後の別表第4の適用について、なお従前の例による。
- 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、令和4年度は次に定める定員を加えるものとする。

学部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	15

	小計	15
	計	15
合計		15

- 4 改正後の別表第1及び高知大学学則の一部を改正する規則（令和2年1月27日規則第52号）附則第3項の規定にかかわらず、医学部及び合計の令和4年度から令和9年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医学部	医学科	660	645	630	615
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	685	670	655	640
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
	計	945	930	915	900
合計		4,605	4,590	4,575	4,560

学部	学科・課程	収容定員	
		令和8年度	令和9年度
医学部	医学科	600	585
	第2年次編入学	25	25
	小計	625	610
	看護学科	240	240
	第3年次編入学	20	20
	小計	260	260
	計	885	870
合計		4,545	4,530

- 5 改正後の別表第2の規定にかかわらず、修士課程、専門職学位課程、博士課程及び合計の令和4年度から令和5年度までの収容定員は、次のとおりとする。

課程	専攻	収容定員	
		令和4年度	令和5年度
修士課程	人文社会科学専攻	16	16
	教育学専攻	12	0
	理工学専攻	110	110
	医科学専攻	30	30
	看護学専攻	24	24
	農林海洋科学専攻	110	110
	地域協働学専攻	6	6
	計	308	296
専門職学位課程	教職実践高度化専攻	15	0

	教職実践高度化専攻	15	30
	計	30	30
博士課程	応用自然科学専攻	12	6
	応用自然科学専攻	6	12
	医学専攻	120	120
	黒潮圏総合科学専攻	18	18
	計	156	156
合計		494	482

附 則（令和４年９月２９日規則第４０号）

この規則は、令和４年９月２９日から施行する。

附 則（令和５年１月３１日規則第７１号）

- この規則は、令和５年４月１日から施行する。
- 令和４年度以前の入学生及び編入学等によって同学年と同じ学年に入学等を許可された者については、改正後の別表第３の適用について、なお従前の例による。
- 改正後の別表第１の規定にかかわらず、人文社会科学部、改組前の農林海洋科学部及び改組後の農林海洋科学部の令和５年度から令和７年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度
人文社会科学部	人文社会科学科 第３年次編入学	1,100 18	1,100 16	1,100 16
	計	1,118	1,116	1,116
農林海洋科学部	農林資源環境科学科	270	180	90
	農芸化学科	135	90	45
	海洋資源科学科	195	130	65
	計	600	400	200
農林海洋科学部	農林資源科学科 第３年次編入学	135 2	270 4	405 4
	小計	137	274	409
	海洋資源科学科	65	130	195
	計	332	404	604

- 別表第１に定める医学部及び合計の項の入学定員に、令和５年度は次に定める定員を加えるものとする。

学部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	15
	小計	15

	計	15
合計		15

- 5 改正後の別表第1及び高知大学学則の一部を改正する規則（令和4年2月9日規則第55号）附則第4項の規定にかかわらず、医学部及び合計の令和5年度から令和10年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医学部	医学科	660	645	630	615
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	685	670	655	640
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
	計	945	930	915	900
合計		4,605	4,590	4,575	4,560

学部	学科・課程	収容定員	
		令和9年度	令和10年度
医学部	医学科	600	585
	第2年次編入学	25	25
	小計	625	610
	看護学科	240	240
	第3年次編入学	20	20
	小計	260	260
	計	885	870
合計		4,545	4,530

別表第1（第5条関係）

学 部	学科・課程	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員	収容 定員
人文社会 科学部	人文社会科学科 第3年次編入学	275		8	1,100 16
	計	275		8	1,116
教育学部	学校教育教員養成課程	130			520
	計	130			520
理工学部	数学物理学科 第3年次編入学	55		2	220 4
	情報科学科 第3年次編入学	30		2	120 4
	生物科学科 第3年次編入学	45		2	180 4
	化学生命理工学科 第3年次編入学	70		2	280 4
	地球環境防災学科 第3年次編入学	40		2	160 4
	計	240		10	980
医学部	医学科 第2年次編入学	95	5		570 25
	小計	95	5		595
	看護学科 第3年次編入学	60		10	240 20
	小計	60		10	260
	計	155	5	10	855
農林海洋 科学部	農林資源科学科 第3年次編入学	135		2	540 4
	小計	135		2	544
	海洋資源科学科	65			260
	計	200		2	804
地域協働 学部	地域協働学科	60			240
	計	60			240
合 計		1,060	5	30	4,515

別表第2（第5条関係）

研 究 科	課 程	専 攻	入学定員	収容定員
総合人間自然科学 研究科	修士課程	人文社会科学専攻	8	16
		理工学専攻	55	110
		医科学専攻	15	30

		看護学専攻	12	24
		農林海洋科学専攻	55	110
		地域協働学専攻	3	6
		計	148	296
	専門職学位課程	教職実践高度化専攻	15	30
		計	15	30
	博士課程	応用自然科学専攻	6	18
		医学専攻	30	120
		黒潮圏総合科学専攻	6	18
		計	42	156
合 計			205	482

別表第3（第18条関係）

学 部	学 科・課 程	取 得 で き る 免 許 状	
		種 類	教 科 等
人文社会科学部	人文社会科学科	中学校教諭一種免許状	国語 社会 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語 地理歴史 公民 商業 英語
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術 家庭 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語 地理歴史 公民 数学 理科 音楽 美術 保健体育 家庭 情報 英語
		特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
理工学部	数学物理学科	中学校教諭一種免許状	数学 理科
		高等学校教諭一種免許状	数学 理科
	情報科学科	高等学校教諭一種免許状	情報
	生物科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	化学生命理工学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	地球環境防災学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科

医学部	看護学科	養護教諭一種免許状	
農林海洋科学部	農林資源科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科 農業
	海洋資源科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科 水産

別表第4（第18条関係）

研究科	課程	専攻	取得できる免許状	
			種類	教科等
総合人間 自然科学 研究科	修士課程	人文社会科学専攻	中学校教諭専修免許状	国語 社会 英語
			高等学校教諭専修免許状	国語 地理歴史 公民 商業 英語
		理工学専攻	中学校教諭専修免許状	数学 理科
			高等学校教諭専修免許状	数学 理科 情報
		看護学専攻	高等学校教諭専修免許状	看護
			養護教諭専修免許状	
		農林海洋科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科 農業 水産
	専門職学位課程	教職実践高度化専攻	幼稚園教諭専修免許状	
			小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 保健 技術 家庭 職業 職業指導 英語 宗教
			高等学校教諭専修免許状	国語 地理歴史 公民 数学 理科 音楽 美術 工芸 書道 保健体育 保健 看護 家庭 情報 農業 工業 商業 水産 福祉 商船 職業指導 英語 宗教
			特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者

高知大学学位規則

平成16年4月1日
規則第312号

最終改正 令和5年1月31日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、高知大学学則第54条第2項及び第76条第2項の規定に基づき、高知大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士（専門職）及び博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 本学の学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

3 本学大学院の専門職学位課程を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。

4 本学大学院の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

5 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出し、博士課程の各専攻において行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程の各専攻を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

(学位授与の申請)

第4条 本学大学院の課程（専門職学位課程を除く。）の修了による学位の授与を受けようとする者は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下総称して「学位論文」という。）を研究科長に提出するものとする。

2 前条第5項の規定による博士の学位の授与を受けようとする者は、学位論文に所定の学位論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したときから1年以内に申請した場合には、学位論文審査手数料を免除する。

3 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、返還しない。

4 学位論文の提出に関する事項は、別に定める。

(学位論文)

第5条 学位論文は、1編とする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 前項の学位論文は、各専攻の定めるところにより単著又は共著とする。ただし、共著の場合は、筆頭者に限るものとする。

3 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等の提出を求めることができる。

(学位論文の審査の付託)

第6条 学長又は研究科長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第7条 研究科委員会は、学位論文の審査並びに最終試験又は学力の確認を行うため、研究科構成員3人以上からなる審査委員会を設置する。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査にあたって研究科委員会が必要と認めたときは、研究科授業担当教員、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(最終試験又は学力の確認)

第8条 最終試験は、学位論文の審査終了後、学位論文を中心としてこれに関連のある事項について、口頭又は筆答により行う。

2 第3条第5項に規定する学力の確認は、前項のほかに、本学大学院博士課程修了者と同等以上の学力を有することを確認するため口頭又は筆答により行う。

3 本学大学院博士課程に所定の標準修了年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者が、退学後3年以内に学位論文を提出したときは、学力の確認を免除することができる。

(審査結果の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査並びに最終試験又は学力の確認を終了したときは、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を添えて、研究科委員会に報告するものとする。

(研究科委員会の議決)

第10条 研究科委員会は、前条の報告（専門職学位課程においては、所定の単位の修得）に基づき修士、教職修士（専門職）又は博士の学位を授与すべきか否かを議決する。

- 2 前項の議決を行うには、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第11条 研究科長は、前条の議決をしたときは、その結果を文書で、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第12条 学長は、前条の報告を参考にして、学位を授与すべきものと認めた者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できないと認めた者には、その旨を本人に通知する。

(学位授与の報告)

第13条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、学位規則第12条の規定により、文部科学大臣に報告する。

(学位論文要旨の公表)

第14条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、研究科長は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

- 3 前2項の公表は、高知大学学術情報リポジトリによるものとする。

(専攻分野の付記)

第16条 本学において授与する学位には、別表に定めるところにより、専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位の名称)

第17条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、高知大学の名称を付記するものとする。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、様式第1から様式第6までのとおりとし、高知大学の印を押印するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、英文の学位記を希望する者には、前項の学位記に代えて、英文の学位記を授与することができる。
- 3 英文の学位記の様式並びに学位記に記載する学部・学科及び研究科・専攻の名称並びに専攻分野の名称の英文表記については、別に定める。

(学位授与の取消し)

第19条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、研究科委員会等の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、当該学位が修士、教職修士（専門職）又は博士の場合には、その旨を公表するものとする。

- 2 研究科委員会が前項の議決をする場合には、第10条第2項の規定を準用する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は研究科において別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第114号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成19年3月31日に理学部数理情報科学科、物質科学科及び自然環境科学科並びに農学部暖地農学科、森林科学科、栽培漁業学科、生産環境工学科及び生物資源科学科に在学する者で、当該学科を卒業した者の学位に付記する専攻分野の名称は、それぞれ理学又は農学とする。

附 則（平成20年3月26日規則第86号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年以前の入学生に係る学位の授与に関しては、改正後の高知大学学位規則にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成24年 3 月28日規則第103号）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成23年以前の入学生に係る学位の授与に関しては、改正後の高知大学学位規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年 1 月23日規則第61号）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生に係る学位の授与に関しては、改正後の高知大学学位規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年 5 月22日規則第22号）

- 1 この規則は、平成25年 5 月22日から施行し、平成25年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の第14条及び第15条の規定は、平成25年 4 月 1 日以後に授与される学位に係る学位論文について適用し、同日前に授与された場合には、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月25日規則第155号）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学生については、改正後の高知大学学位規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月 9 日規則第84号）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者に授与する学位に付記する専攻分野の名称については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年 2 月27日規則第59号）

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者に授与する学位に付記する専攻分野の名称については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年 1 月18日規則第36号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月27日規則第53号）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 令和元年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者に係る学位の授与に関しては、改正後の高知大学学位規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月9日規則第56号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者に授与する学位に付記する専攻分野の名称については、改正後の高知大学学位規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年1月31日規則第72号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者に授与する学位に付記する専攻分野の名称については、改正後の高知大学学位規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第16条関係）

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部・学科（課程）及び研究科・専攻	専攻分野の名称
学士	人文社会科学部	人 文 社 会 科 学 科
		文学 経済学 学術
	教育学部	学 校 教 育 教 員 養 成 課 程
		教育
	理工学部	数 学 物 理 学 科
		理学
		情 報 科 学 科
		理工学
		生 物 科 学 科
		理学
		化 学 生 命 理 工 学 科
		理工学
		地 球 環 境 防 災 学 科
		理工学
	医学部	医 学 科
		医学
		看 護 学 科
		看護学
	農林海洋科学部	農 林 資 源 科 学 科
		農学
		海 洋 資 源 科 学 科
		海洋科学
	地域協働学部	地 域 協 働 学 科
		地域協働学
修士	総合人間自然科学研究科	人 文 社 会 科 学 専 攻
		文学 経済学 学術
		理 工 学 専 攻
		理学 理工学
		医 科 学 専 攻
		医科学 公衆衛生学
		看 護 学 専 攻
		看護学
		農 林 海 洋 科 学 専 攻
		農学 海洋科学
		地 域 協 働 学 専 攻
		地域協働学
博士		応 用 自 然 科 学 専 攻
		理学 理工学
		医 学 専 攻
		医学
		黒 潮 圏 総 合 科 学 専 攻
		学術

備考 土佐さがけプログラムの課程を修めて卒業・修了した者の学位は、高知大学
土佐さがけプログラム規則第20条第2項に定める専攻分野の名称を付記する。

様式第1（第18条関係）

第3条第1項の規定により授与する学位記の様式

		○第	号
学 位 記			
本 籍			
	氏	名	
	年	月	日生
本 学	学 部	所 定	
の 課 程 を 修 め 本 学 を 卒 業 し た の で			
学 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る			
	年	月	日
高知大学	学部長	氏	名 印
高 知 大 学 長		氏	名 印

様式第2（第18条関係）

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式1

		○修第	号
学 位 記			
本 籍			
		氏	名
		年	月 日生
本学大学院総合人間自然科学研究科		専攻	
の 修 士 課 程 に お い て 所 定 の 単 位 を			
修 得 し 学 位 論 文 の 審 査 及 び 最 終 試 験			
に 合 格 し た の で 修 士 （ ） の 学 位			
を 授 与 す る			
年 月 日			
高知大学大学院総合人間自然科学研究科長		氏	名 印
高	知	大	学 長 氏 名 印

様式第3（第18条関係）

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式2

○修第	号
学 位 記	
本 籍	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院総合人間自然科学研究科土佐さがけプログラム （グリーンサイエンス人材育成コース） の修士課程において所定の単位を 修得し学位論文の審査及び最終試験 に合格したので修士（理工学）の学位 を授与する	
年 月 日	
高知大学大学院総合人間自然科学研究科長 氏 名 印	
高 知 大 学 長 氏 名 印	

様式第4（第18条関係）

第3条第3項の規定により授与する学位記の様式

		教職修第	号
学 位 記			
本 籍			
	氏	名	
	年	月	日生
本学大学院総合人間自然科学研究科教職実践高度化専攻 の専門職学位課程を修了したので 教職修士（専門職）の学位を授与する			
年 月 日			
高知大学大学院総合人間自然科学研究科長		氏	名 印
高	知	大	学 長 氏 名 印

様式第5（第18条関係）

第3条第4項の規定により授与する学位記の様式

		○博第	号
学 位 記			
本 籍			
	氏	名	
	年	月	日生
本学大学院総合人間自然科学研究科		専攻	
の博士課程において所定の単位を			
修得し学位論文の審査及び最終試験			
に合格したので博士（ ）の学位			
を授与する			
年 月 日			
高知大学大学院総合人間自然科学研究科長		氏	名 印
高	知	大	学 長 氏 名 印

様式第6（第18条関係）

第3条第5項の規定により授与する学位記の様式

		○博第		号
学 位 記				
本 籍		氏 名		
		年 月 日生		
本 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し				
所 定 の 審 査 及 び 試 験 に				
合 格 し た の で 博 士 （ ）				
の 学 位 を 授 与 す る				
年 月 日				
高 知 大 学 長		氏 名 印		

高知大学教育学部履修規則

平成 25 年 2 月 21 日
規 則 第 93 号

最終改正 令和 5 年 3 月 3 日規則第79号

(目的)

第1条 この規則は、高知大学教育学部規則第7条第2項の規定に基づき、高知大学教育学部の履修に関する事項について定める。

(卒業要件)

第2条 卒業に必要な修得単位数は、下記のとおりとし、第4条から第8条までに定めるところにより履修するものとする。

科目	課程	学校教育教員養成課程	
		幼児教育コース 教育科学コース 国語教育コース 社会科教育コース 数学教育コース 理科教育コース 英語教育コース 音楽教育コース 美術教育コース 保健体育教育コース 技術教育コース 家庭科教育コース	科学技術教育コース 特別支援教育コース
初年次科目		12	12
教養科目		18	18
専門科目		107	119
計		137	149

- 2 前項の卒業に必要な単位数の修得によって、幼児教育コース、保健体育教育コース（中学校専修）、科学技術教育コース及び特別支援教育コースを除く各コースの学生は、小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状の取得要件を、幼児教育コースの学生は、幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格の取得要件を、保健体育教育コース（中学校専修）の学生は、中学校教諭一種免許状（保健体育）及び小学校教諭二種免許状の取得要件を、科学技術教育コースの学生は、中学校教諭一種免許状（理科）及び中学校教諭二種免許状（技術）又は中学校教諭一種免許状（技術）及び中学校教諭二種免許状（理科）の取得要件を、特別支援教育コースの学生は、小学校教諭一種免許状又は中学校教諭一種免許状の取得要件に加えて特別支援学校教諭一種免許状の取得要件を満たさなければなら

らない。

(カリキュラム体系)

第3条 カリキュラムの体系は、教員養成に必要とされる学習の区分により、「教養に関する学習」、「教育の原理や子どもの発達、教育の社会的・経営的側面に関する学習」、「教育の実践的側面に関する学習」、「教科指導・教科内容に関する学習」、「幼児教育及び特別支援教育に関する高度な学習」及び「教育に関する専門的な学習」の6つの系により構成する。

- 2 「教養に関する学習」は、第4条に規定する初年次科目（「課題探求実践セミナー」を除く。）及び第5条に規定する教養科目により構成する。
- 3 「教育の原理や子どもの発達、教育の社会的・経営的側面に関する学習」は、第7条に規定する専門科目のうち別表1に定める教育の原理や子どもの発達、教育の社会的・経営的側面に関する科目により構成する。
- 4 「教育の実践的側面に関する学習」は、第4条に規定する初年次科目「課題探求実践セミナー」及び第7条に規定する専門科目のうち別表2に定める教育の実践的側面に関する科目により構成する。
- 5 「教科指導・教科内容に関する学習」は、第7条に規定する専門科目のうち別表3に定める教科指導に関する科目、別表4に定める初等教育の教科に関する科目、別表5に定める初等教育の指導法、別表6から別表16までに定める中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目により構成する。
- 6 「幼児教育及び特別支援教育に関する高度な学習」は、第7条に規定する専門科目のうち別表17に定める幼児教育に関する科目及び別表18に定める特別支援教育に関する科目により構成する。
- 7 「教育に関する専門的な学習」は、第7条に規定する専門科目のうち別表19に定める教育に関する専門的科目により構成する。

(初年次科目)

第4条 初年次科目として、「大学基礎論」2単位、「課題探求実践セミナー」2単位、「大学英語入門Ⅰ」1単位、「大学英語入門Ⅱ」1単位、「英会話Ⅰ」1単位、「英会話Ⅱ」1単位、「情報処理」2単位及び「学問基礎論」2単位、合計12単位を履修しなければならない。

(教養科目)

第5条 人文分野、社会分野、生命・医療分野、自然分野及びキャリア形成支援分野のうち3分野以上から、「憲法を学ぶ」2単位及び「スポーツ科学講義」又は「スポーツ科学実技」の2単位を含めて履修しなければならない。ただし、幼児教育コースの学生は、「憲法を学ぶ」2単位、「スポーツ科学講義」2単位及び「スポーツ科学実技」1単位を含めて履修するものとする。

2 外国語分野から4単位以上を履修しなければならない。

3 前2項の規定により履修する科目の単位数は、18単位以上とする。ただし、卒業要件となる「スポーツ科学講義」及び「スポーツ科学実技」の単位は、合わせて4単位を限度とする。

(日本語科目・日本事情に関する科目)

第6条 外国人留学生及び外国において相当の期間、中等教育を受けた者は、日本語科目4単位までを教養科目の外国語分野、日本事情に関する科目8単位までを教養科目の単位に代えることができる。ただし、日本事情に関する科目は、第5条第1項に規定する分野のいずれにも属さない取扱いとする。

(専門科目)

第7条 別表1から別表19までに定める専門科目のうち次項から第11項までに規定するところにより科学技術教育コースの学生及び特別支援教育コースの学生は119単位以上を、科学技術教育コース及び特別支援教育コースを除く各コースの学生は107単位以上を履修しなければならない。

2 別表1に定める22単位を履修しなければならない。

3 別表2に定める授業科目の履修方法は、第2条第2項の規定により卒業要件として満たすべき取得要件の免許状（以下「卒業要件免許状」という。）を小学校教諭免許状及び中学校教諭免許状とする者にあつては6科目16単位以上、幼児教育コースの学生は2科目7単位以上、特別支援教育コースの学生は4科目9単位以上、科学技術教育コースの学生は6科目13単位以上を履修するものとする。

4 別表3に定める「教材開発演習」2単位を履修しなければならない。ただし、幼児教育コースにあつては選択科目とする。

5 別表4に定める授業科目の履修方法は、卒業要件免許状に小学校教諭一種免許状を含む者にあつては6教科12単位以上、小学校教諭二種免許状を含む者にあつては2教科4単位以上を履修するものとする。

- 6 別表5に定める授業科目の履修方法は、卒業要件免許状に小学校教諭一種免許状を含む者にあつては10教科20単位を必修とし、小学校教諭二種免許状を含む者にあつては、音楽、図画工作又は体育の指導法のうち2教科4単位を含めて6教科12単位以上を履修するものとする。
- 7 別表6から別表15までに定める授業科目の履修方法は、卒業要件免許状に中学校教諭一種免許状を含む者にあつては、当該免許教科における必修科目及び選択必修科目（以下「必修科目等」という。）を含めて34単位以上、中学校教諭二種免許状を含む者にあつては当該免許教科における教科に関する専門的事項の必修科目等を含めて10単位（理科及び技術の各教科は必修科目等を含めて12単位、保健体育は必修科目等を含めて11単位）以上及び各教科の「指導法Ⅰ」2単位を履修するものとする。
- 8 幼児教育コースの学生は、別表17に定めるところにより65単位以上を履修しなければならない。
- 9 別表18に定めるところにより、特別支援教育コースの学生にあつては、必修科目27単位を含めて履修するものとする。
- 10 別表19に定める授業科目の履修方法は、必修科目等を含めて17単位（幼児教育コースは13単位、教育科学コースは21単位、数学教育コース、理科教育コース、音楽教育コース及び技術教育コースは19単位、科学技術教育コースは29単位）以上を履修するものとする。
- 11 第2項から前項までに規定する履修により修得した単位が第1項に規定する単位に満たないときは、不足する単位を別表2から別表19までに定める専門科目の中から履修するものとする。

（地域関連科目）

第8条 第5条及び前条に規定する科目には、地域関連科目として開設する授業科目のうち、教養科目から2科目4単位以上、専門科目の中から5科目12単位以上を含めて履修するものとする。

（卒業論文）

第9条 卒業論文を履修しようとする者は、履修しようとする年度の当初において、3年以上在学し、卒業に必要な授業科目から100単位以上を修得していなければならない。ただし、高知大学学則第53条に定める早期卒業の希望者は、2年以上の在学とすることができる。

(単位の計算方法)

第10条 授業科目に対する単位数は次の基準による。

- (1) 講義、演習については、15時間の授業の課程を1単位とする。ただし、外国語の演習については、30時間の授業の課程を1単位とすることができる。
- (2) 実験、実技、実習については、30時間の授業の課程を1単位とする。ただし、授業の特殊性によっては、45時間の授業の課程を1単位とすることができる。

(追試験)

第11条 追試験は、病気その他正当な理由のある場合に限り、学部教授会の議を経て、追試験を許可することがある。

- 2 願い出は事前に、やむを得ない場合は、当該試験終了後1週間以内にしなければならない。
- 3 追試験は、原則として当該試験終了後3か月以内に行うものとする。

(卒業要件以外の教育職員免許状)

第12条 卒業要件とする教育職員免許状以外の免許状取得のための必要単位数は、学校種別ごとに下記のとおりとする。

免許状の種類 免許法上の区分			幼稚園教諭一種免許状	小学校教諭一種免許状	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状	特別支援学校教諭一種免許状
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	7				
		保育内容の指導法	14				
	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項		10	20	20	
		各教科の指導法		20	8	4	
	教育の基礎的理解に関する科目		10	10	10	10	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		6	10	10	8	
	教育実践に関する科目		7	7	7	5	
	大学が独自に設定する科目		7	2	4	12	

特別支援教育に関する科目					27
計	51	59	59	59	27

- 2 幼稚園教諭一種免許状取得のための領域に関する専門的事項は、別表 17 に定める幼児教育に関する科目のうち「幼児と健康」「幼児と人間関係」「幼児と環境」「幼児と言葉」「幼児と音楽表現」「幼児と表現（造形）」「幼児と表現（身体）」の 7 科目 7 単位を履修するものとする。
- 3 小学校教諭一種免許状取得のための教科に関する専門的事項は、別表 4 に定める初等教育の教科に関する科目について、5 教科 10 単位を履修するものとする。なお、10 単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位とすることができる。
- 4 中学校教諭一種免許状取得のための教科及び教科の指導法に関する科目は、別表 6 から別表 15 までに定める中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目のうち取得しようとする免許状の当該教科の表について、必修科目（選択必修科目を含む。）を含めて 28 単位を履修するものとする。なお、28 単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位とすることができる。
- 5 高等学校教諭一種免許状取得のための教科及び教科の指導法に関する科目は、別表 6 から別表 16 までに定める中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目のうち取得しようとする免許状の当該教科の表について、必修科目（選択必修科目を含む。）を含めて 24 単位を履修するものとする。なお、24 単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位とすることができる。
- 6 幼稚園教諭一種免許状取得のための教育の基礎的理解に関する科目等は、別表 20 に定める幼稚園教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について、必修科目（選択必修科目を含む。）を含めて 39 単位を履修するものとする。なお、39 単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位とすることができる。
- 7 小学校教諭一種免許状取得のための教育の基礎的理解に関する科目等は、別表 21 に定める小学校教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について、必修科目 49 単位を履修するものとする。なお、選択科目の単位は、大学が独自に設定する科目の単位とすることができる。
- 8 中学校教諭一種免許状取得のための教育の基礎的理解に関する科目等は、別表 22 に定める中学校教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について、必修科目（選択必修科目を含む。）を含めて 29 単位を履修するものとする。なお、29 単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位とすることができる。

- 9 高等学校教諭一種免許状取得のための教育の基礎的理解に関する科目等は、別表 22 に定める高等学校教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について、必修科目（選択必修科目を含む。）を含めて 25 単位を履修するものとする。なお、25 単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位とすることができる。
- 10 第 4 項から前項までに規定する教科及び教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等のうち、最低修得単位数に加えて、幼稚園教諭一種免許状取得希望者は第 6 項に規定する科目の中から 7 単位、小学校教諭一種免許状取得希望者は第 3 項及び第 7 項に規定する科目の中から 2 単位、中学校教諭一種免許状取得希望者は第 4 項及び第 8 項に規定する科目の中から 4 単位、高等学校教諭一種免許状取得希望者は第 5 項及び前項に規定する科目の中から 12 単位を、当該免許状の教科に応じた大学が独自に設定する科目として履修しなければならない。
- 11 特別支援学校教諭一種免許状取得のための特別支援教育に関する科目は、別表 18 に定める必修科目 27 単位を履修するものとする。

（学芸員資格）

第13条 学芸員資格取得のための教育課程は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行し、平成25年度以降の入学生に適用する。

附 則（平成25年11月25日規則第53号）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年 2 月24日規則第103号）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による

附 則（平成28年 2 月22日規則第82号）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 編入学等によって前項に規定する学生と同じ学年に入学等を許可された者に係る教

育課程の履修については、当該者と同じ学年の者に係る前項の例により取り扱うものとする。

附 則（平成30年 3 月19日規則第67号）

- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表20の日本画技法材料演習に関する規定については、平成30年 3 月19日から施行し、平成28年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成29年度以前の入学生及び編入学等によって平成29年度以前の入学生と同じ学年に入学等を許可された者についての別表 8 の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 1 月21日規則第60号）

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生については、この規則による改正後の高知大学教育学部履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 編入学等によって前項に規定する学生と同じ学年に入学を許可された者（以下「編入学生」という。）に係る教育課程の履修については、当該者と同じ学年に係る前項の例により取り扱うものとする。この場合において、編入学生のうち、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）及び教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）の規定により、これらの規定による改正前の教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定により教育職員免許状授与の所要資格を得ることができるとされる者以外の者に係る、この規則による改正前の高知大学教育学部履修規則第 2 条第 2 項の規定の適用については、「前項の卒業に必要な単位数の修得によって」とあるのは、「前項に定める卒業に必要な単位の修得のほか、高知大学教育学部履修規則の一部を改正する規則（平成30年規則第60号）の規定による改正後の高知大学教育学部履修規則に定めるところにより必要な単位を修得し」とする。
- 4 転入学、転学部により、平成31年度以降入学生と同じ学年に入学等を許可された者のうち、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）及び教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）の規定により、これらの規定による改正前の教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定により教育職

員免許状授与の所要資格を得ることができるとされる者に係る、改正後の高知大学教育学部履修規則第2条第2項の規定の適用については、同項中「前項の卒業に必要な単位数の修得によって」とあるのは、「前項に定めるもののほか、高知大学教育学部履修規則の一部を改正する規則（平成30年規則第60号）の規定による改正前の高知大学教育学部履修規則に定めるところにより必要な単位を修得し」とする。

附 則（令和2年3月6日規則第60号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学生及び編入学等によって令和元年度以前の入学生と同じ学年に入学等を許可された者については、この規則による改正後の高知大学教育学部履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月9日規則第42号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び編入学等によって令和2年度以前の入学生と同じ学年に入学等を許可された者については、この規則による改正後の高知大学教育学部履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月4日規則第61号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生及び編入学等によって令和3年度以前の入学生と同じ学年に入学等を許可された者（以下「令和3年度以前入学生」という。）については、この規則による改正後の高知大学教育学部履修規則の規定にかかわらず、なお、従前の例（別表の免許法上の区分及び科目名を改める部分を除く。）による。
- 3 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）附則の規定による経過措置の適用を受ける者及び令和3年度以前入学生のうち幼稚園教諭の免許状を取得しようとする者については、別表の免許法上の区分及び科目名を改める部分は、なお、従前の例による。

附 則（令和5年3月3日規則第79号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学生及び編入学等によって令和4年度以前の入学生と同じ学年に入学等を許可された者については、この規則による改正後の高知大学教育学部履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1(第3条、第7条関係) 教育の原理や子どもの発達、教育の社会的・経営的側面に関する科目

授業科目	単位数
教職入門	2
教育学・教育課程概論	2
教育心理学概論	2
教育制度論	2
特別支援教育入門	2
道德教育	2
総合的な学習の時間・特別活動の指導法	2
教育の方法・技術(情報通信技術の活用含む)	2
生徒指導・進路指導	2
教育相談	2
人権教育	2
計	22

別表2(第3条、第7条関係) 教育の実践的側面に関する科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
介護等体験	2		幼児教育コース及び特別支援教育コースは選択科目
教育実習(初等)	5		科学技術教育コースの学生及び特別支援教育コースの学生で、中学校教諭免許状を基礎資格とする者は選択科目
教育実習(中等)	5		幼児教育コースの学生及び特別支援教育コースの学生で、小学校教諭免許状を基礎資格とする者は選択科目
教職実践演習(教諭)	2		
観察実習	1		} 幼児教育コースは選択科目
実践的に学ぶ指導法	1		
中学校実習	2		科学技術教育コース対象科目
小学校実習		5	幼児教育コース対象科目
応用実習		2	別表18に定める選択必修の単位に含めるものとする。

別表3(第3条、第7条関係) 教科指導に関する科目

授業科目	単位数	備考
教材開発演習	2	必修科目 (幼児教育コースについては選択科目)

別表4(第3条、第7条、第12条関係) 初等教育の教科に関する科目

教科名	授業科目	単位数			備 考
国 語	初等国語		2		2科目を合わせて1教科とする。
社 会	初等社会科		2		
算 数	初等数学		2		
理 科	初等理科		2		
生 活	子どもの生活と環境		2		
音 楽	初等音楽Ⅰ	1	} 2		
音 楽	初等音楽Ⅱ	1			
図画工作	初等図工		2		2科目を合わせて1教科とする。
家 庭	家庭科概論		2		
体 育	初等体育Ⅰ	1	} 2		
体 育	初等体育Ⅱ	1			
外国語	初等英語		2		

別表5(第3条、第7条関係) 初等教育の指導法

教科名	授業科目	単位数	備 考
国 語	初等国語科指導法	2	
社 会	初等社会科指導法	2	
算 数	初等数学科指導法	2	
理 科	初等理科指導法	2	
生 活	初等生活科指導法	2	
音 楽	初等音楽科指導法	2	
図画工作	初等図工科指導法	2	
家 庭	初等家庭科指導法	2	
体 育	初等体育科指導法	2	
外国語	初等英語科指導法	2	

別表6(第3条、第7条、第12条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

〔中学校・高等学校(国語)〕

免許法上の区分			授業科目	中学校免許		高校免許		備 考
				必修	選択	必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語学概説	2		2		
			日本文法		2		2	
			日本語学講読		2		2	
			日本語学特講		2		2	
			日本語学演習		2		2	
		国文学(国文学史を含む。)	日本文学概説	2		2		
			日本文学史	2		2		
			日本文学講読		2		2	
			日本文学特講		2		2	
			日本文学演習Ⅰ		2		2	
			日本文学演習Ⅱ		2		2	
		漢文学	漢文学概説	2		2		
			漢文学講読		2		2	
			漢文学特講		2		2	
			漢文学演習Ⅰ		2		2	
			漢文学演習Ⅱ		2		2	
		書道(書写を中心とする。)	書道	2				
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		中等国語科指導法Ⅰ	2		2	2	高等学校教諭一種免許状については、Ⅰ、Ⅱ、Ⅳのうちから1科目(2単位)を選択必修。 中学校教諭二種免許状については、中学校免許欄の規定にかかわらず、Ⅱ、Ⅲ及びⅣは選択科目とする。
			中等国語科指導法Ⅱ	2			2	
			中等国語科指導法Ⅲ	2				
			中等国語科指導法Ⅳ	2			2	

別表7(第3条、第7条、第12条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

〔中学校(社会)・高等学校(地理歴史)(公民)〕

免許法上の区分			授業科目	中学校免許 社会		高校免許				備 考			
						地理歴史		公民					
				必修	選択	必修	選択	必修	選択				
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に 関する 専門的 事項	(社会) 日本史・外国史	歴史学概論	2		2				これら2科目から 1科目選択必修			
			日本史特講		2	2							
			日本史各論		2		2						
			日本史演習		2		2						
			東洋史特講		2	2							
		(地理歴史) 日本史 外国史	東洋史各論		2		2						
			東洋史演習		2		2						
			西洋史特講		2	2							
			西洋史各論		2		2						
			西洋史演習		2		2						
		(社会) 地理学(地誌を含む。)	地理学・地誌学概論	2		2							
			地理学特講		2	2							
			地理学各論		2		2						
			地理学演習		2		2						
	(地理歴史) 人文地理学・自然 地理学 地誌	地誌学特講		2	2								
		地誌学各論		2		2							
		地誌学演習		2		2							
		(社会) 「法律学、政治学」	法律学概論		2				2	これら2科目から 1科目選択必修			
	政治学概論			2				2					
	法律学特講			2				2					
	法律学各論			2				2					
	(公民) 「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」		法律学演習		2				2				
		政治学特講		2				2					
		政治学各論		2				2					
		政治学演習		2				2					
	(社会) 「社会学、経済学」	社会学概論		2							2	これら2科目から 1科目選択必修	
		経済学概論		2							2		
		社会学特講		2							2		
		社会学各論		2							2		
		(公民) 「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	社会学演習						2				2
			経済学特講						2				2
			経済学各論			2			2				
経済学演習				2			2						
(社会) 「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	2				2							
	哲学特講		2				2						
	(公民) 「哲学、倫理学、宗 教学、心理学」	哲学各論				2			2				
		哲学演習				2			2				
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	倫理学特講		2			2							
	中等社会科指導法Ⅰ	2						中学校教諭一種 免許状について はⅢ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ のうちから2科目 (4単位)を選択必 修。 中学校教諭二種 免許状について は、中学校免許 欄の規定にかか わらず、ⅡからⅥ までの科目は選 択科目とする。					
	中等社会科指導法Ⅱ	2											
	中等社会科指導法Ⅲ (地歴)		2	4	2								
	中等社会科指導法Ⅳ (地歴)		2		2								
	中等社会科指導法Ⅴ (公民)		2			2							
	中等社会科指導法Ⅵ (公民)		2			2							

別表8(第3条、第7条、第12条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

〔中学校・高等学校(数学)〕

免許法上の区分			授業科目	中学校免許		高校免許		備 考
				必修	選択	必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	代数学	代数学概説	2		2		
			代数学Ⅰ		2		2	
			代数学Ⅱ		2		2	
			代数学Ⅲ		2		2	
			代数学特講		2		2	
		幾何学	幾何学概説	2		2		
			幾何学Ⅰ		2		2	
			幾何学Ⅱ		2		2	
			幾何学Ⅲ		2		2	
			幾何学特講		2		2	
		解析学	解析学概説	2		2		
			解析学Ⅰ		2		2	
			解析学Ⅱ		2		2	
			解析学Ⅲ		2		2	
			解析学特講		2		2	
		「確率論、統計学」	確率論	2		2		
			確率論特講		2		2	
			統計学特講		2		2	
		コンピュータ	情報数学	2		2		
			情報数学特講		2		2	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		中等数学科指導法Ⅰ	2			2	高等学校教諭一種免許状については、Ⅰ、Ⅱ、Ⅳのうちから1科目(2単位)を選択必修。 中学校教諭二種免許状については、中学校免許欄の規定にかかわらず、Ⅱ、Ⅲ及びⅣは選択科目とする。
			中等数学科指導法Ⅱ	2			2	
			中等数学科指導法Ⅲ	2		2		
			中等数学科指導法Ⅳ	2			2	

別表9(第3条、第7条、第12条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

〔中学校・高等学校(理科)〕

免許法上の区分			授業科目	中学校免許		高校免許		備 考
				必修	選択	必修	選択	
教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	物理学	物理学Ⅰ	2		2		高校免許は○印の付されている授業科目の内、1科目選択必修
			物理学Ⅱ		2		2	
			物理学Ⅲ		2		2	
			物理学演習Ⅰ		2		2	
			物理学演習Ⅱ		2		2	
			物理学特講		2		2	
		化学	化学Ⅰ	2		2		
			化学Ⅱ		2		2	
			化学Ⅲ		2		2	
			化学演習Ⅰ		2		2	
			化学演習Ⅱ		2		2	
			化学特講		2		2	
			分析化学Ⅰ		2		2	
			分析化学Ⅱ		2		2	
		生物学	生物学Ⅰ	2		2		
			生物学Ⅱ		2		2	
			生物学Ⅲ		2		2	
			生物学演習Ⅰ		2		2	
			生物学演習Ⅱ		2		2	
			生物学特講		2		2	
			環境生理学演習Ⅰ		2		2	
			環境生理学演習Ⅱ		2		2	
		地学	動物学概論Ⅰ		2		2	
			動物学概論Ⅱ		2		2	
			地学Ⅰ	2		2		
			地学Ⅱ		2		2	
			地学Ⅲ		2		2	
			地学演習Ⅰ		2		2	
		物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	地学演習Ⅱ		2		2	
			地学特講		2		2	
		物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	○物理学実験Ⅰ	1			1	
			物理学実験Ⅱ		1		1	
		化学実験(コンピュータ活用を含む。)	○化学実験Ⅰ	1			1	
			化学実験Ⅱ		1		1	
		生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	○生物学実験Ⅰ	1			1	
			生物学実験Ⅱ		1		1	
		地学実験(コンピュータ活用を含む。)	○地学実験Ⅰ	1			1	
			地学実験Ⅱ		1		1	
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等理科指導法Ⅰ	2			2	高等学校教諭一種免許状については、Ⅰ、Ⅱ、Ⅳのうちから1科目(2単位)を選択必修。 中学校教諭二種免許状については、中学校免許欄の規定にかかわらず、Ⅱ、Ⅲ及びⅣは選択科目とする。
			中等理科指導法Ⅱ	2			2	
			中等理科指導法Ⅲ	2		2		
			中等理科指導法Ⅳ	2			2	

別表10(第3条、第7条、第12条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

〔中学校・高等学校(音楽)〕

免許法上の区分			授業科目	中学校免許		高校免許		備 考
				必修	選択	必修	選択	
教科 及 び 教科 の 指 導 法 に 関 する 科目	教科 に 関 する 専門 的 事項	ソルフェージュ	ソルフェージュⅠ ソルフェージュⅡ	2	2	2	2	
		声乐 (合唱及び日本の 伝統的な歌唱を含 む。)	声乐Ⅰ	2		2		
			声乐Ⅱ		2		2	
			声乐Ⅲ		2		2	
			合唱Ⅰ		2		2	
			合唱Ⅱ		2		2	
			声乐特講		2		2	
		器楽 (合奏及び伴奏並 びに和楽器を含 む。)	器楽Ⅰ	2		2		
			器楽Ⅱ		2		2	
			器楽Ⅲ		2		2	
			器楽Ⅳ		2		2	
			器楽特講		2		2	
		指揮法	指揮法Ⅰ	2		2		
			指揮法Ⅱ		2		2	
		音楽理論、作曲法 (編曲法を含む。) 及び音楽史(日本 の伝統音楽及び諸 民族の音楽を含 む。)	音楽理論・音楽史	2		2		
			音楽理論・作曲法Ⅰ		2		2	
			音楽理論・作曲法Ⅱ		2		2	
			音楽史Ⅰ		2		2	
			音楽史Ⅱ		2		2	
			音楽理論特講		2		2	
			作曲法特講		2		2	
			音楽史特講		2		2	
	各教科の指導法(情報通 信技術の活用を含む。)	中等音楽科指導法Ⅰ	2			2		高等学校教諭一種免許状 については、Ⅰ、Ⅱ、Ⅳの うちから1科目(2単位)を選 択必修。 中学校教諭二種免許状に ついては、中学校免許欄の 規定にかかわらず、Ⅱ、Ⅲ 及びⅣは選択科目とする。
		中等音楽科指導法Ⅱ	2			2		
		中等音楽科指導法Ⅲ	2			2		
		中等音楽科指導法Ⅳ	2			2		

別表11(第3条、第7条、第12条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

〔中学校・高等学校(美術)〕

免許法上の区分			授業科目	中学校免許		高校免許		備 考
				必修	選択	必修	選択	
教科 及 び 教科 の 指導 法 に 関 する 科目	教科 に 関 する 専門 的 事項	絵画 (映像メディア表現 を含む。)	デッサン	2		2		
			西洋画基礎		2		2	
			日本画基礎		2		2	
			西洋画応用		2		2	
			西洋画専門		2		2	
			日本画応用		2		2	
			日本画専門		2		2	
			版画基礎		2		2	
			版画応用		2		2	
		彫刻	造形	2		2		
			彫刻基礎		2		2	
			彫刻応用		2		2	
			彫刻専門		2		2	
		美術理論・美術史 (鑑賞並びに日本の 伝統美術及びアジア の美術を含む。)	美術理論基礎	2		2		
			美術理論応用		2		2	
			美術理論専門		2		2	
			日本・東洋美術史概説		2		2	
			絵画論		2		2	
			彫刻論		2		2	
		デザイン(映像メディア 表現を含む。)	デザイン グラフィックデザイン	2		2		
		工芸	工芸	2				
			木材工芸基礎		2			
			陶芸基礎		2			
			木材工芸応用		2			
			木材工芸専門		2			
	各教科の指導法(情報通 信技術の活用を含む。)	中等美術科指導法Ⅰ	2			2	高等学校教諭一種免許状 については、Ⅰ、Ⅱ、Ⅳの うちから1科目(2単位)を 選択必修。 中学校教諭二種免許状に ついては、中学校免許欄 の規定にかかわらず、Ⅱ、 Ⅲ及びⅣは選択科目とす る。	
		中等美術科指導法Ⅱ	2			2		
		中等美術科指導法Ⅲ	2		2			
		中等美術科指導法Ⅳ	2			2		

別表12(第3条、第7条、第12条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

〔中学校・高等学校(保健体育)〕

免許法上の区分			授業科目	中学校免許		高校免許		備 考
				必修	選択	必修	選択	
教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	体育実技	中等体育	1		1		
			個人スポーツ実技		1		1	
			集団スポーツ実技		1		1	
			対人スポーツ実技		1		1	
			ダンス・表現		1		1	
			海浜スポーツ実習		2		2	
			キャンプ実習		2		2	
			スキー実習		2		2	
	専 門 的 事 項	「体育原理、体育心理学、 体育経営管理学、体育社会 学、体育史」・運動学 (運動方法学を含む。)	スポーツ運動学	2		2		
			スポーツ心理学		2		2	
			スポーツ社会学		2		2	
			スポーツ社会史		2		2	
			トレーニング論		2		2	
			コーチング論		2		2	
			バイオメカニクス		2		2	
		生理学 (運動生理学を含む。)	スポーツ生理学	2		2		
			生理学実習		1		1	
			スポーツ解剖学		2		2	
		衛生学・公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学	2		2		
		学校保健(小児保健、精神保 健、学校安全及び救急処置 を含む。)	学校保健	2		2		
			救急処置法		2		2	
	各 教 科 の 指 導 法	各教科の指導法(情報通信技 術の活用を含む。)	中等保健体育指導法Ⅰ	2			2	高等学校教諭一種免許状 については、Ⅰ、Ⅱ、Ⅳの うちから1科目(2単位)を 選択必修。 中学校教諭二種免許状に ついては、中学校免許欄 の規定にかかわらず、Ⅱ、 Ⅲ及びⅣは選択科目とす る。
			中等保健体育指導法Ⅱ	2			2	
			中等保健体育指導法Ⅲ	2		2		
			中等保健体育指導法Ⅳ	2			2	

別表13(第3条、第7条、第12条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

〔中学校(技術)〕

免許法上の区分			授業科目	中学校免許		備 考
				必修	選択	
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	木材加工 (製図及び実習を 含む。)	木材加工Ⅰ	2		
			木材加工Ⅱ		2	
			設計製図		2	
			木材加工特講		2	
		金属加工(製図及 び実習を含む。)	金属加工Ⅰ	2		
			金属加工・機械実習		2	
			金属加工特講		2	
		機械(実習を含 む。)	機械工学Ⅰ	2		
			機械工学Ⅱ		2	
			機械特講		2	
		電気(実習を含 む。)	電気工学Ⅰ	2		
			電気工学Ⅱ		2	
			電気実習		2	
			電気特講		2	
		栽培(実習を含 む。)	栽培	2		
			栽培実習		2	
		情報とコンピュータ (実習を含む。)	情報工学Ⅰ	2		
			情報工学Ⅱ		2	
			情報実習Ⅰ		2	
			情報実習Ⅱ		2	
			情報特講		2	
	各教科の指導法(情報 通信技術の活用を含 む。)	技術科指導法Ⅰ	2		中学校教諭二種免許状に ついては、中学校免許欄の 規定にかかわらず、Ⅱ、Ⅲ 及びⅣは選択科目とする。	
		技術科指導法Ⅱ	2			
		技術科指導法Ⅲ	2			
		技術科指導法Ⅳ	2			

別表14(第3条、第7条、第12条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目
〔中学校・高等学校(家庭)〕

免許法上の区分			授業科目	中学校免許		高校免許		備 考
				必修	選択	必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	家庭経営学	2		2		これら2科目から1科目選択必修
			家庭経営学特講		2		2	
			家族社会学		2		2	
			家族社会学特講		2		2	
			生活課題の調査と分析*		1		1	
		被服学(被服製作実習を含む。)	被服学概論		2		2	
			テキスタイル基礎科学*		2		2	
			繊維計測学実験		2		2	
			被服製作実習		2		2	
		食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	食物学概論	2		2		
			栄養学		2		2	
			食品学		2		2	
			調理学・調理実習		2		2	
			食生活論		2		2	
			食物学特論*		1		1	
			食物学総論*		1		1	
			食物学Ⅱ*		2		2	
		住居学(高校:製図を含む。)	住環境学		2		2	これら2科目から1科目選択必修
			住居学*		2		2	
			住生活学		2		2	
			住環境実習		2		2	
		保育学(中学:実習を含む。)(高校:実習及び家庭看護を含む。)	保育学	2		2		
			保育学特講		2		2	
			子育てと社会		2		2	
			子育てと社会特講		2		2	
			保育学Ⅱ*		2		2	
		家庭電気・家庭機械・情報処理	家庭電気・機械			2		
			情報処理			2		
	教科及び教科の指導法に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	持続可能な生活づくり		2		2	高等学校教諭一種免許状については、中等家庭科指導法Ⅲを除く5科目から1科目(2単位)を選択必修。 中学校教諭二種免許状については、中学校免許欄の規定にかかわらず、中等家庭科指導法Ⅱ、中等家庭科指導法Ⅲ及び中等家庭科指導法Ⅳは選択科目とする。
			家庭科内容構成*		2		2	
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等家庭科指導法Ⅰ	2			2	
			中等家庭科指導法Ⅱ	2			2	
			中等家庭科指導法Ⅲ	2		2		
			中等家庭科指導法Ⅳ	2			2	
			中等家庭科教育特論*		2		2	
			中等家庭科実践研究*		2		2	

※ *で示した科目は、高知大学学則第35条に規定する連携開設科目。

別表15(第3条、第7条、第12条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目

〔中学校・高等学校(英語)〕

免許法上の区分			授業科目	中学校免許		高校免許		備 考
				必修	選択	必修	選択	
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	英語学	英文法基礎	2		2		
			文法論		2		2	
			言語文化論		2		2	
			英語学基礎演習		2		2	
			英語学理論演習		2		2	
			英語学特講		2		2	
		英語文学	英語文学概論	2		2		
			英米文学基礎演習		2		2	
			英米文学演習Ⅰ		2		2	
			英米文学演習Ⅱ		2		2	
			英米文学特講		2		2	
		英語コミュニケーション	英語コミュニケーションⅠ	2		2		
			英語コミュニケーションⅡ	2		2		
			英会話Ⅰ		2		2	
			英会話Ⅱ		2		2	
			英会話Ⅲ		2		2	
			英語コ特講		2		2	
		異文化理解	英米文化論	2		2		
			比較文化論		2		2	
			比較文化特講		2		2	
		各教科の指導法(情報 通信技術の活用を含む。)	中等英語科指導法Ⅰ	2			2	高等学校教諭一種免許 状については、Ⅰ、Ⅱ、Ⅳ のうちから1科目(2単位) を選択必修。 中学校教諭二種免許状 については、中学校免許 欄の規定にかかわらず、 Ⅱ、Ⅲ及びⅣは選択科目 とする。
			中等英語科指導法Ⅱ	2			2	
			中等英語科指導法Ⅲ	2		2		
			中等英語科指導法Ⅳ	2			2	

別表16(第12条関係) 中等教育の教科及び教科の指導法に関する科目
〔高等学校(情報)〕

免許法上の区分			授業科目	高校免許		備 考
				必修	選択	
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	情報社会・情報倫理	情報社会と情報倫理* インターネット社会のための情報倫理*		2 1	これら2科目から1科目選択必修
		コンピュータ・情報 処理(実習を含 む。)	情報工学Ⅰ 情報工学Ⅱ 情報実習Ⅰ 情報実習Ⅱ ヒューマンインタフェース* プログラミング言語Ⅰ* データ構造とアルゴリズム*	2	2 2 2 2 2 2	
			情報システム(実習 を含む。)	2	2	これら2科目から1科目選択必修
			情報通信ネットワー ク(実習を含む。)	2		
			マルチメディア表 現・マルチメディア 技術(実習を含 む。)		2 2	
			情報・職業* 情報社会の発展と職業* 情報変革と職業*		2 2 2	
		各教科の指導法(情報 通信技術の活用を含 む。)	情報科教育法1* 情報科教育法2 情報科教育特論* 情報科教育授業論*	2 2	2 2	これら2科目から1科目選択必修

※ *で示した科目は、高知大学学則第35条に規定する連携開設科目

別表17(第3条、第7条、第12条関係) 幼児教育に関する科目

授業科目	単位数			備 考
	必修	選択必修	選択	
幼児と健康	1			
幼児と人間関係	1			
幼児と環境	1			
幼児と言葉	1			
幼児と音楽表現	1			
幼児と表現(造形)	1			
幼児と表現(身体)	1			
幼児教育指導計画論	2			
保育指導論	2			
幼児理解	2			
環境	2			
人間関係	2			
言葉	2			
健康	2			
表現(音楽)	2			
表現(造形)			2	
表現(身体)			2	
保育原理	2			
子ども家庭福祉	2			
社会福祉	2			
子ども家庭支援論	2			
社会的養護Ⅰ	2			
保育者論	2			
子ども家庭支援の心理学	2			
子どもの理解と援助	1			
子どもの保健	2			
子どもの食と栄養	2			
乳児保育Ⅰ	2			
乳児保育Ⅱ	1			
子どもの健康と安全	1			
障害児保育	2			
社会的養護Ⅱ	1			
子育て支援	1			
高知の保育を考えるⅠ	2			
高知の保育を考えるⅡ	2			
高知の保育	2			
保育実習指導Ⅰ	2			
保育実習Ⅰ(保育所)	2			
保育実習Ⅰ(施設)	2			
保育実習指導Ⅱ		1 } 1	1	
保育実習指導Ⅲ		1 }	1	
保育実習Ⅱ		2 } 2	2	
保育実習Ⅲ		2 }	2	

別表18(第3条、第7条、第12条関係) 特別支援教育に関する科目

授業科目	単位数		備 考
	必修	選択	
特別支援教育概論	2		
障害児教育学基礎理論		2	
障害者生涯支援論		2	
知的障害心理学	2		
知的障害生理・病理学	2		
肢体不自由心理・生理・病理学	2		
病弱心理・生理・病理学	2		
知的障害教育課程論	2		
知的障害教育の理論と実際	2		
肢体不自由教育指導法	2		
病弱教育指導法	2		
知的障害教育指導法		2	
重複障害の理解と教育	1		
発達障害等の理解と教育	2		
視覚障害の理解と教育	1		
聴覚障害の理解と教育	1		
特別支援教育実習	4		

別表19(第3条、第7条関係) 教育に関する専門的科目

授業科目	単位数			備考
	必修	選択必修	選択	
卒業論文	4			
専門演習Ⅰ	2			
専門演習Ⅱ	2			
専門演習Ⅲ			2	
専門演習Ⅳ			2	
科学技術教育総合演習Ⅰ			2	科学技術教育コースについては 必修科目とする。
科学技術教育総合演習Ⅱ			2	
科学技術教育総合演習Ⅲ			2	
科学技術教育総合演習Ⅳ			2	
教職キャリア開発論演習	1			
環境の科学・技術		2	2	幼児教育コースについては選択 科目とする。
消費生活論		2	2	
男女共生社会論		2	2	
健康栄養教育		2	2	
学校評価論		2	2	
(応用実習)		2	2	
体験型授業Ⅰ			1	教育の実践的側面に関する科目から再掲
体験型授業Ⅱ			1	
教育哲学		2	2	*幼児教育コースは選択必修4単位を選択必修2単位に、 選択必修8単位を選択必修4単位に読み替えるものとする。
日本教育史		2	2	
西洋教育史		2	2	
認知心理学		2	2	
教育行政学		2	2	
教育社会学		2	2	
学校安全		2	2	
教育評価		2	2	
学校カウンセリング		2	2	
小学校プログラミング			2	
教育情報演習			2	
高知県の教育			2	
教育臨床			2	
環境教育			2	
身近な自然の観察Ⅰ			2	科学技術教育コースについてはいずれか 1科目選択必修科目とする。
身近な自然の観察Ⅱ			2	
実験とものづくりⅠ			2	科学技術教育コースについてはいずれか 1科目選択必修科目とする。
実験とものづくりⅡ			2	
科学技術等展示演習			2	
異文化理解			2	
外国語教育学			2	
環境芸術論			2	
日本画技法材料演習			2	
生涯スポーツ論			2	
スポーツ人文社会科学総合演習			2	
スポーツ自然科学総合演習			2	
教育科学基礎演習Ⅰ			2	教育科学コースについては必修 科目とする。
教育科学基礎演習Ⅱ			2	
数学基礎演習			2	数学教育コースについては必修科目とする。
理科基礎演習Ⅰ			2	理科教育コースについてはいずれか 1科目選択必修科目とする。
理科基礎演習Ⅱ			2	
音楽基礎演習			2	音楽教育コースについては必修科目とする。
技術基礎演習Ⅰ			2	技術教育コースについてはいずれか 1科目選択必修科目とする。
技術基礎演習Ⅱ			2	

別表20(第12条関係)教育の基礎的理解に関する科目等〔幼稚園教諭一種免許状〕

免許法上の区分		授業科目	履修すべき単位数		備 考
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育学・教育課程概論	2		
		教育哲学		2	
		日本教育史		2	
		西洋教育史		2	
		保育原理		2	
		教職入門	2		
		保育者論		2	
		教育制度論	2		
		教育行政学		2	
		教育社会学		2	
		学校安全		2	
		教育心理学概論	2		
		認知心理学		2	
		特別支援教育入門	2		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法・技術(情報通信技術の活用含む)	2		
		教育評価		2	
		幼児理解	2		
		教育相談	2		
	学校カウンセリング		2		
		教育実践に関する科目	教育実習(初等)	5	
	教職実践演習(教諭)	2			
大学が独自に設定する科目		人権教育	2		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	幼児教育指導計画論	2		
		保育指導論	2		
		環境	2		
		人間関係	2		
		言葉	2		
		健康	2		
		表現(音楽)		2	
		表現(造形)		2	
		表現(身体)		2	
合 計			39		

別表21(第12条関係)教育の基礎的理解に関する科目等〔小学校教諭一種免許状〕

免許法上の区分		授業科目	履修すべき単位数		備 考
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育学・教育課程概論	2		
		教育哲学		2	
		日本教育史		2	
		西洋教育史		2	
		教職入門	2		
		教育制度論	2		
		教育行政学		2	
		教育社会学		2	
		学校安全		2	
		教育心理学概論	2		
		認知心理学		2	
		特別支援教育入門	2		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育	2		
		総合的な学習の時間・特別活動の指導法	2		
		教育の方法・技術(情報通信技術の活用含む)	2		
		教育評価		2	
		生徒指導・進路指導	2		
		教育相談	2		
		学校カウンセリング		2	
	教育実践に関する科目	教育実習(初等)	5		
		教職実践演習(教諭)	2		
大学が独自に設定する科目		人権教育	2		
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	初等国語科指導法	2		
		初等社会科指導法	2		
		初等数学科指導法	2		
		初等理科指導法	2		
		初等生活科指導法	2		
		初等音楽科指導法	2		
		初等図工科指導法	2		
		初等家庭科指導法	2		
		初等体育科指導法	2		
		初等英語科指導法	2		
		合 計			49

別表22(第12条関係)教育の基礎的理解に関する科目等〔中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状〕

免許法上の区分		授業科目	履修すべき単位数				備 考
			中一種免		高一種免		
			必修	選択	必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育学・教育課程概論	2		2		高一種免については、これら2科目から1科目選択必修
		教育哲学		2		2	
		日本教育史		2		2	
		西洋教育史		2		2	
		教職入門	2		2		
		教育制度論	2		2		
		教育行政学		2		2	
		教育社会学		2		2	
		学校安全		2		2	
		教育心理学概論	2		2		
		認知心理学		2		2	
		特別支援教育入門	2		2		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育	2			2	
		総合的な学習の時間・特別活動の指導法	2		2		
		教育の方法・技術(情報通信技術の活用含む)	2		2		
		教育評価		2		2	
		生徒指導・進路指導	2		2		
		教育相談	2		2		
		学校カウンセリング		2		2	
	教育実践に関する科目	教育実習(中等)	5			5	
		教育実習		3		3	
		教職実践演習(教諭)	2		2		
大学が独自に設定する科目		人権教育	2				
合 計			29		25		

高知大学農林海洋科学部履修規則

令和5年3月17日
規則第95号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学農林海洋科学部規則第7条の規定に基づき、高知大学農林海洋科学部（以下「本学部」という。）の授業科目及び単位数並びに履修方法に関する事項について定める。

(授業科目)

第2条 授業科目は、初年次科目、教養科目及び専門科目に分ける。

(卒業要件)

第3条 本学部を卒業するためには、初年次科目 12 単位、教養科目 26 単位及び専門科目 86 単位の合計 124 単位を、次条から第8条までに規定するところにより修得しなければならない。

(初年次科目)

第4条 初年次科目は、「大学基礎論」2 単位、「課題探求実践セミナー（フィールドサイエンス実習）」2 単位、「大学英語入門Ⅰ」1 単位、「大学英語入門Ⅱ」1 単位、「英会話Ⅰ」1 単位、「英会話Ⅱ」1 単位、「情報処理」2 単位及び「学問基礎論」2 単位の合計 12 単位をすべて修得しなければならない。

(教養科目)

第5条 教養科目は、別に定める科目のうち、人文、社会、生命・医療及びキャリア形成支援の4分野から2分野以上にわたって単位を修得するとともに、外国語分野から4単位、自然分野から6単位（「さわってわかるAⅠ講座～基礎理論からクラウドサービスを使った実践まで～」、「データ活用のためのプログラミング入門」、「データサイエンス実践課題演習」のうち2単位を含む。）を修得し、合わせて26単位を修得しなければならない。そのうち少なくとも4単位は、地域関連科目から修得しなければならない。「スポーツ科学講義」又は「スポーツ科学実技」から修得する場合は、合わせて4単位を卒業要件単位に含むことができる単位の上限とする。

(専門科目)

第6条 農林資源科学科フィールド科学コースにおいては、分野ごとに別表1及び別表2に定める授業科目及び履修方法により86単位を修得しなければならない。

2 農林資源科学科フィールド科学コースにおける選択科目の卒業要件単位には、他コース又は他学科の専門科目から修得した単位を合わせて4単位まで、他学部の専門科目から修得した単位又は教養科目としての卒業要件単位を超えて修得した教養科目の単位を合わせて4単位まで含むことができる。ただし、別表7に定める学部共通プログラム関係科目、別表8及び別表9に定める科目のうち教科の指導法及び職業指導に関する科目並びに別表12に定める科目（「教育学・教育課程概論」及び「教育心理学概論」を除く。）は、卒業要件単位に含めることはできない。

3 農林資源科学科農芸化学コースにおいては、別表3に定める授業科目及び履修方法により必修科目45単位を含めて86単位を修得しなければならない。

4 農林資源科学科農芸化学コースにおける選択科目の卒業要件単位には、他コース又は他学科の専門科目から修得した単位を合わせて8単位まで、他学部の専門科目から修得した単位又は教養科目としての卒業要件単位を超えて修得した教養科目の単位を合わせて6単位まで含むことができる。ただし、別表7に定める学部共通プログラム関係科目、別表8及び別表9に定める科目のうち教科の指導法及び職業指導に関する科目並びに別表12に定める科目（「教育学・教育課程概論」及び「教育心理学概論」を除く。）は、卒業要件単位に含めることはできない。

第7条 海洋資源科学科においては、コースごとに別表4から別表6までに定める授業科目及び履修方法により86単位を修得しなければならない。

2 選択科目の卒業要件単位には、他コース又は他学科の専門科目から修得した単位を合わせて8単位まで、他学部の専門科目から修得した単位又は教養科目としての卒業要件単位を超えて修得した教養科目の単位を合わせて6単位まで含むことができる。ただし、別表7に定める学部共通プログラム関係科目、別表10及び別表11に定める科目のうち教科の指導法及び職業指導に関する科目並びに別表12に定める科目（「教育学・教育課程概論」及び「教育心理学概論」を除く。）は、卒業要件単位に含めることはできない。

（学部共通プログラム）

第8条 本学部に、地域社会、国際社会が有する様々な課題に対し、総合的な教養と専門的知識・技術、俯瞰力を持って主体的に取り組める能力をさらに深化させた人材を育成することを目的として、学部共通プログラムを置く。

2 学部共通プログラムについては、別に定める。

（日本語科目及び日本事情に関する科目）

第9条 外国人留学生及び外国において相当の期間、中等教育を受けた学生は、共通教育開講の日本語科目及び日本事情に関する科目を、次の各号に掲げるとおり卒業所要の単位とすることができる。

- (1) 日本語科目は、8単位までを初年次科目の英語及び教養科目の外国語の単位に代えることができる。
- (2) 日本事情に関する科目は、8単位までを教養科目の単位に代えることができる。ただし、第5条に定めるいずれの分野にも属さない取扱いとする。

(他大学等における履修)

第10条 他大学等で履修した授業科目は、教授会の議を経て、卒業要件科目として単位を認定することができる。

(卒業論文)

第11条 「卒業論文」を履修しようとする学生は、3年以上在学し、卒業に必要な授業科目につき100単位以上を修得していなければならない。なお、農林資源科学科農芸化学コースにおいては、専門科目において、「農芸化学基礎実験Ⅰ」、「農芸化学基礎実験Ⅱ」、「農芸化学基礎実験Ⅲ」及び「農芸化学基礎実験Ⅳ」の単位が含まれていることを要する。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める早期卒業に関する取扱いに基づき有資格となった学生は、2年以上の在学で「卒業論文」を履修することができる。

3 卒業論文及びその要旨は、所定の期日までに指導教員に提出しなければならない。

(教職課程)

第12条 教育職員免許状取得希望者は、次の各号に定める科目の単位を修得しなければならない。

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

別表8から別表11までに定める科目の中から、取得しようとする免許状の種別に従い、中学校教諭一種免許状の取得希望者は28単位、高等学校教諭一種免許状の取得希望者は24単位を修得しなければならない。

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

別表12に定める科目の中から、中学校教諭一種免許状の取得希望者は27単位、高等学校教諭一種免許状の取得希望者は23単位を修得しなければならない。

(3) 大学が独自に設定する科目

前2号に定める科目の中から、前2号に定める必要最低修得単位数を超えて、中学校

教諭一種免許状の取得希望者は4単位以上、高等学校教諭一種免許状の取得希望者は12単位以上を修得しなければならない。なお、高等学校教諭一種免許状の取得希望者は、別表12に定める科目のうち「道德教育」を大学が独自に設定する科目として履修することができる。

- (4) 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第66条の6に定める科目
初年次科目の中から「英会話Ⅰ」1単位、「英会話Ⅱ」1単位及び「情報処理」2単位を修得するとともに、教養科目の中から「スポーツ科学講義」又は「スポーツ科学実技」2単位及び「憲法を学ぶ」2単位を修得しなければならない。

- (5) 介護等の体験

中学校教諭一種免許状の取得希望者は、教養科目「介護等体験」2単位を修得しなければならない。

- 2 「教育実習」は、「卒業論文」の履修を認められた者で、前年度までに「教育学・教育課程概論」2単位、「教職入門」2単位、「教育制度論」2単位、「教育心理学概論」2単位、「特別支援教育入門」2単位、「生徒指導・進路指導」2単位、「教育相談」2単位及び実習を希望する教科の指導法に関する科目2単位のすべてを含み、別表8から別表11までに定める科目のうち当該教科の指導法に関する科目及び別表12に定める科目を合わせて18単位以上修得済みで、教育実習事前指導を終了している者のみ受講することができる。

- 3 「教職実践演習（中・高）」は、教育実習を終了又は年度内に終了見込みの者で、年度当初において、当該年度の履修により教育職員免許状取得に必要な単位をすべて（複数校種・複数教科の希望者はそのうちの一について）修得し、卒業することが可能な状態である者のみ受講することができる。

（資格取得）

第13条 学芸員資格及びその他の資格取得のための教育課程については、別に定める。

（単位の計算方法）

第14条 科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、必要があるときは、30時間までの授業をもって1単位とすることがある。
- (2) 実験、実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、必要があるときは、45時間までの授業をもって1単位とすることがある。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する時間の授業時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、「卒業論文」の単位の計算方法については、別に定める。
(追試験)

第15条 追試験は、病気その他正当な理由のある場合に限り、教授会の議を経て許可することがある。

2 追試験の願い出は事前に行い、やむを得ない場合は、当該試験終了後1週間以内に行わなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1(第6条関係)
農林資源科学科(フィールド科学コース 暖地農学分野)専門科目

区分		授業科目名	単位数			備考	
			必修	選択	選択必修		
学部共通科目	基盤科目	生物学概論	2	2	} 2		
		化学概論					2
		物理学概論					2
		地球科学概論					2
		物理学基礎実験					1
		地学基礎実験					1
		生物学基礎実験					1
		基礎化学実験					2
		化学基礎実験					1
		D S ・ D X 科目					一次産業DX概論
大学数学入門							
基礎統計学	2						
スマート農業Ⅰ	2						
スマート農業Ⅱ	2						
AI・データサイエンスの基礎	2						
AI技術の社会・産業への応用	2						
卒論科目	応用DS・DX演習	1					
	卒業論文演習	1					
	卒業論文	6					
学科共通科目	暖地農学科目	蔬菜園芸学		2	} *		
		農業気象学		2			
		園芸管理学		2			
		果樹園芸学		2			
		花卉園芸学		2			
		施設生産学概論		2			
		施設生産システム学		2			
		植物育種学		2			
		食料生産プロセス学		2			
		動物生理学		2			
	D S ・ D X 科目	化学生態学		2	} **		
		動物生態学		2			
		保全生態学		2			
		森林生態・造林学		2			
		森林資源循環利用学		2			
		地域環境デザイン学		3			
		エンジニアリング・マネジメント		2			
		森林作業システム学		2			
	農芸化学科目	土壌学		2	} **		
		植物資源科学		2			
		植物栄養学		2			
		植物生育環境学		2			
		土壌環境科学		2			
		食品化学		2			
		農産物利用学		2			
		食品分析学		2			
	AIプログラミング科目	データサイエンスの微分・積分		2			
		データサイエンスの線形代数		2			
		農工情報共創学		2			
		農科のためのAIプログラミング		2			
発展科目	地理空間情報学・演習		3	} *			
	植物防疫オミクス解析学		2				
	IoT総論		1				
	動物生体情報学		2				
	森林情報モニタリング論		2				
共通科目	暖地農学概論	2					
	植物工場		2				
	現代応用生物科学		1				
経営・マネジメント科目	農業経営革新論		2	} 2			
	農企業マーケティング論		2				
	知的財産概論		2				
	地域農業最適化論		2				
	フードビジネス制度論		2				

*うち28単位選択必修
**うち5科目10単位選択必修

区分		授業科目名	単位数			備 考
			必修	選択	選択必修	
アキ 形 成 リ 科 目		インターンシップ(技術・技能)		1		
		インターンシップ(実践力)		1		
		キャリア形成論	1			
フ ィ ー ル ド 科 学 コ ー ス	共 通 科 目	暖地農学基礎実習	2		* }	
		環境保全基礎実習		2		
		中山間地域実習		2		
		自然環境学	2			
		外国書講読Ⅰ	1			
		外国書講読Ⅱ	1			
		フィールド科学演習		1		
		フィールド科学実習		1		
	暖 地 農 学 科 目	植物遺伝学		2		
		農政学		2		
		熱帯農学概論		2		
		動物生産学概論		2		
		作物学		2		
		農業経営学		2		
		暖地フィールド科学実習Ⅰ	2			
		暖地フィールド科学実習Ⅱ		2		
		食品流通論		2		
		家畜管理学		2		
		環境保全農業論		2		
	環 境 保 全 科 目	森林生産技術実習Ⅰ		1		
		森林マネジメント論		2		
		農山村資源利用論		2		
		水資源学		2		
		応用力学・演習Ⅰ		3		
		科学・技術の倫理		2		
		魚類学概論		2		
		昆虫学		2		
		森林マネジメント演習		1		
		自然環境学実習		1		
		応用力学・演習Ⅱ		3		
		環境水質学・実験		3		
		木質成分の理化学		2		
		自然環境学実験		1		
		農薬化学		2		
		樹木学実習		2		
森林土木学			2			
木材利用学実験			2			
森林経済学			2			
地域協働インターンシップ			1			
水理学・実験			3			
材料工学・実験			3			
森林保護学			2			
森林環境政策学			2			
測量学・実習			3			
森林生産技術実習Ⅱ			1			
職業指導概論(農業)			2		卒業要件外科目	
計		25	61			

※計欄の数値は、卒業要件単位数を示す。

別表2(第6条関係)

農林資源科学科(フィールド科学コース 環境保全分野)専門科目

区分		授業科目名	単位数			備考
			必修	選択	選択必修	
学部共通科目	基盤科目	生物学概論	2		} 2	
		化学概論		2		
		物理学概論		2		
		地球科学概論		2		
		物理学基礎実験		1		
		地学基礎実験		1		
		生物学基礎実験		1		
		基礎化学実験		2		
		化学基礎実験		1		
	D S・DX科目	一次産業DX概論	2		}	
		大学数学入門		2		
		基礎統計学	2			
		スマート農業Ⅰ	2			
		スマート農業Ⅱ	2			
		AI・データサイエンスの基礎		2		
	卒業科目	AI技術の社会・産業への応用		2		
		応用DS・DX演習	1		}	
		卒業論文演習	1			
	卒業論文	6				
学科共通科目	暖地農学科目	蔬菜園芸学		2	} **	
		農業気象学		2		
		園芸管理学		2		
		果樹園芸学		2		
		花卉園芸学		2		
		施設生産学概論		2		
		施設生産システム学		2		
		植物育種学		2		
		食料生産プロセス学		2		
		動物生理学		2		
	環境保全科目	化学生態学		2	} ***	
		動物生態学		2		
		保全生態学		2		
		森林生態・造林学		2		
		森林資源循環利用学		2		
		地域環境デザイン学		3		
		エンジニアリング・マネジメント		2		
		森林作業システム学		2		
	農芸化学科目	土壌学		2	} **	
		植物資源科学		2		
		植物栄養学		2		
		植物生育環境学		2		
		土壌環境科学		2		
		食品化学		2		
		農産物利用学		2		
		食品分析学		2		
	AIプログラミング科目	データサイエンスの微分・積分		2		
		データサイエンスの線形代数		2		
		農工情報共創学		2		
		農科のためのAIプログラミング		2		
	発展科目	地理空間情報学・演習		3	} ***	
		植物防疫オミクス解析学		2		
		IoT総論		1		
		動物生体情報学		2		
		森林情報モニタリング論		2		
共通科目	暖地農学概論	2				
	植物工場		2			
	現代応用生物科学		1			
経営・マネジメント科目	農業経営革新論		2	} 2		
	農企業マーケティング論		2			
	知的財産概論		2			
	地域農業最適化論		2			
	フードビジネス制度論		2			
キャリア形成科目	インターンシップ(技術・技能)		1			
	インターンシップ(実践力)		1			
	キャリア形成論	1				
*うち5単位選択必修 **うち5科目10単位選択必修 ***うち28単位選択必修						

*うち5単位選択必修
 **うち5科目10単位選択必修
 ***うち28単位選択必修

区分		授業科目名	単位数			備 考		
			必修	選択	選択必修			
フィールド科学コース	共通科目	暖地農学基礎実習		2				
		環境保全基礎実習	2					
		中山間地域実習		2				
		自然環境学	2					
		外国書講読Ⅰ	1					
		外国書講読Ⅱ	1					
		フィールド科学演習		1				
		フィールド科学実習		1				
	暖地農学科目	植物遺伝学		2				
		農政学		2				
		熱帯農学概論		2				
		動物生産学概論		2				
		作物学		2				
		農業経営学		2				
		暖地フィールド科学実習Ⅰ		2				
		暖地フィールド科学実習Ⅱ		2				
		食品流通論		2				
		家畜管理学		2				
		環境保全農業論		2				
	環境保全科目	森林生産技術実習Ⅰ		1	*			****
		森林マネジメント論		2				
		農山村資源利用論		2				
		水資源学		2				
		応用力学・演習Ⅰ		3	*			
		科学・技術の倫理		2				
		魚類学概論		2				
		昆虫学		2				
		森林マネジメント演習		1	*			
		自然環境学実習		1	*			
		応用力学・演習Ⅱ		3	*			
		環境水質学・実験		3	*			
		木質成分の理化学		2				
		自然環境学実験		1	*			
		農薬化学		2				
		樹木学実習		2	*			
		森林土壌学		2				
		木材利用学実験		2	*			
		森林経済学		2				
		地域協働インターンシップ		1	*			
		水理学・実験		3	*			
		材料工学・実験		3	*			
		森林保護学		2				
		森林環境政策学		2				
		測量学・実習		3	*			
		森林生産技術実習Ⅱ		1	*			
職業指導概論(農業)			2		卒業要件外科目			
計		25	61					

※計欄の数値は、卒業要件単位数を示す。

別表3(第6条関係)
農林資源科学科(農芸化学コース)専門科目

区分		授業科目名	単位数			備考
			必修	選択	選択必修	
学部共通科目	基盤科目	生物学概論		2		
		化学概論		2		
		物理学概論		2		
		地球科学概論		2		
		物理学基礎実験		1		
		地学基礎実験		1		
		生物学基礎実験		1		
		基礎化学実験		2		
		化学基礎実験		1		
	D S ・ D X 科目	一次産業DX概論	2			
大学数学入門			2			
基礎統計学		2				
スマート農業Ⅰ		2				
スマート農業Ⅱ		2				
AI・データサイエンスの基礎			2			
	AI技術の社会・産業への応用		2			
卒論科目	応用DS・DX演習	1				
	卒業論文演習	1				
	卒業論文	6				
学科共通科目	暖地農学科目	蔬菜園芸学		2	}	*
		農業気象学		2		
		園芸管理学		2		
		果樹園芸学		2		
		花卉園芸学		2		
		施設生産学概論		2		
		施設生産システム学		2		
		植物育種学		2		
		食料生産プロセス学		2		
		動物生理学		2		
	D S ・ D X 科目	化学生態学		2	}	*
		動物生態学		2		
		保全生態学		2		
		森林生態・造林学		2		
		森林資源循環利用学		2		
		地域環境デザイン学		3		
		エンジニアリング・マネジメント		2		
		森林作業システム学		2		
	農芸化学科目	土壌学	2			
		植物資源科学		2		
		植物栄養学		2		
		植物生育環境学		2		
		土壌環境科学		2		
		食品化学	2			
		農産物利用学		2		
		食品分析学		2		
	A I プログラム科目	データサイエンスの微分・積分		2		
		データサイエンスの線形代数		2		
		農工情報共創学		2		
		農科のためのAIプログラミング		2		
	発展科目	地理空間情報学・演習		3		
		植物防疫オミクス解析学		2		
		IoT総論		1		
動物生体情報学			2			
森林情報モニタリング論			2			
共通科目	暖地農学概論		2			
	植物工場		2			
	現代応用生物科学		1			
経営イノベーション科目	農業経営革新論		2	}	2	
	農企業マーケティング論		2			
	知的財産概論		2			
	地域農業最適化論		2			
	フードビジネス制度論		2			

区分		授業科目名	単位数			備 考
			必修	選択	選択必修	
アキ 形ヤ 成リ 科目		インターンシップ(技術・技能)		1		
		インターンシップ(実践力)		1		
		キャリア形成論	1			
農 芸 化 学 コ ー ス		農芸化学概論	2			
		基礎分析化学	2			
		基礎有機化学	2			
		生物化学	2			
		植物感染病学	2			
		農芸化学基礎実験Ⅰ	2			
		農芸化学基礎実験Ⅱ	2			
		農芸化学基礎実験Ⅲ	2			
		農芸化学基礎実験Ⅳ	2			
		基礎外書講読Ⅰ	1			
		基礎外書講読Ⅱ	1			
		農芸化学応用実験Ⅰ	1			
		農芸化学応用実験Ⅱ	1			
		微生物学入門		2		
		動物生産・繁殖学		2		
		無機化学		2		
		植物細菌学		2		
		動物発生工学		2		
		食品衛生学		2		
		植物微生物相互作用論		2		
		土壌微生物生態学		2		
		生物環境分析学		2		
		有機化学		2		
		応用微生物学		2		
		代謝生化学		2		
		栄養化学		2		
		構造解析化学		2		
		微生物遺伝子工学		2		
		生物有機化学		2		
		水産物利用学		2		
		生体高分子化学		2		
	専門外書講読Ⅰ	1				
	専門外書講読Ⅱ	1				
	職業指導概論(農業)		2	卒業要件外科目		
	計	45	41			

※計欄の数値は、卒業要件単位数を示す。

別表4(第7条関係)
海洋資源科学科(海洋生物生産学コース)専門科目

区分	授業科目名	単位数			備 考
		必修	選択	選択必修	
学部共通科目	基盤科目	生物学概論	2	*	*うち2科目4単位選択必修
		化学概論	2		
		地球科学概論	2		
		基礎化学実験	2		
		物理学概論	2		
		物理学基礎実験	1		
		地学基礎実験	1		
		生物学基礎実験	1		
		化学基礎実験	1		
	D S ・ D X 科目	一次産業DX概論	2		
		大学数学入門		2	
		基礎統計学	2		
		スマート農業Ⅰ		2	
		スマート農業Ⅱ		2	
		AI・データサイエンスの基礎		2	
		AI技術の社会・産業への応用		2	
	卒業 科目	応用DS・DX演習	1		
		卒業論文演習	1		
		卒業論文	6		
学科共通科目	基盤科目	科学英語Ⅰ	1		
		分析化学概論		2	**
		微生物学概論		2	
	共通科目	土壌学		2	
		水産生物化学		2	
		水産化学	2		
		科学コミュニケーション論Ⅰ		1	
		科学コミュニケーション論Ⅱ		1	
		科学英語コミュニケーション		1	
		科学英語Ⅱ	1		
		統計データ解析		2	
	総合的 海洋管理（I COM）教育 プログラム 科目	海洋科学概論	2		
		海洋化学概論		2	
		水産学概論	2		
		海洋ケミカルバイオロジー		2	
		沿岸域防災学		2	
		海洋基礎生態学	2		
		魚類学概論	2		
		水質学		2	
		海洋物理学概論		2	
		海洋生命科学概論		2	
		海洋情報化学		2	
		バイオインフォマティクス入門		2	
		活性発現機構		2	
		国際・地域栄養食科学		2	
海洋生物生産学コ	応用科目	水産生物学		2	
		合意形成学		2	
		海洋管理政策論		2	
		魚病学	2		
		環境微生物工学		2	
		魚類生理学		2	
		水産増殖学		2	
		藻類増殖学		2	
		魚類防疫学		2	
		水族環境学	2		
		魚類栄養飼料学	2		
		水産物利用学	2		
		水産物品質管理学		2	
		水産食品原科学		2	
		水産生物学実験	1		
		海洋微生物学実験	1		

区分	授業科目名	単位数			備 考
		必修	選択	選択必修	
Ⅰ ス	水族環境学実験	1		} 3	
	水産化学実験	1			
	水族栄養学実験	1			
	分子生物学実験	1			
	海洋観測実習		1		
	水産製造学実習		1		
	水産増殖学実習		1		
	水族病理学実習		1		
	職業指導概論(水産)		2		卒業要件外科目
計		38	48		

別表5(第7条関係)
海洋資源科学科(海底資源環境学コース)専門科目

区分		授業科目名	単位数			備 考
			必修	選択	選択必修	
学部共通科目	基盤科目	生物学概論		2		
		化学概論	2			
		地球科学概論	2			
		基礎化学実験		2		
		物理学概論		2		
		物理学基礎実験		1		
		地学基礎実験	1			
		生物学基礎実験		1		
		化学基礎実験	1			
	DS・DX科目	一次産業DX概論	2			
		大学数学入門		2		
		基礎統計学	2			
		スマート農業Ⅰ		2		
		スマート農業Ⅱ		2		
		AI・データサイエンスの基礎		2		
		AI技術の社会・産業への応用		2		
	卒業科目	応用DS・DX演習	1			
		卒業論文演習	1			
		卒業論文	6			
学科共通科目	基盤科目	科学英語Ⅰ	1			
		分析化学概論		2		
		微生物学概論		2		
	応用科目	土壌学		2		
		水産生物化学		2		
		水産化学		2		
		科学コミュニケーション論Ⅰ		1		
		科学コミュニケーション論Ⅱ		1		
		科学英語コミュニケーション		1		
		科学英語Ⅱ	1			
		統計データ解析		2		
	総合的海洋管理（ICOM）教育プログラム科目	海洋科学概論	2			
		海洋化学概論	2			
		水産学概論		2		
		海洋ケミカルバイオロジー		2		
		沿岸域防災学		2		
		海洋基礎生態学		2		
		魚類学概論		2		
		水質学		2		
		海洋物理学概論		2		
		海洋生命科学概論		2		
		海洋情報化学		2		
		バイオインフォマティクス入門		2		
	応用科目	活性発現機構		2		
		国際・地域栄養食科学		2		
		水産生物学		2		
		合意形成学		2		
		海洋管理政策論		2		
海底資源環境	応用科目	資源物理化学		2	}	4
		資源分析化学		2		
		資源無機化学		2		
		資源物質化学		2		
		水圏地球化学		2	}	2
		現場化学計測		2		
		同位体地球化学		2	}	2
		地球物質循環学		2		
		生物化学		2		
		天然物有機化学Ⅰ		2		
		天然物有機化学Ⅱ		2		
		海底資源学演習	2			
		海底資源分析実験	2			

区分	授業科目名	単位数			備 考
		必修	選択	選択必修	
境学 コース	資源応用学特論		2		
	先端科学特論		2		
	海底資源学特論		2		
	流体力学		2		
	海洋環境アセスメント化学		2		
	応用無機鉱物資源学		2		
	海底資源学		2		
	資源地質巡検		1		
	機器分析学		2		
	生物有機化学		2		
	情報化学		1		
	海底地形処理		2		
	海底資源科学ゼミナール	2			
	職業指導概論(水産)		2		卒業要件外科目
計		30	56		

別表6(第7条関係)

海洋資源科学科(海洋生命科学コース)専門科目

区分	授業科目名	単位数		備 考
		必修	選択	
学部共通科目	基盤科目			
	生物学概論		2	
	化学概論		2	
	地球科学概論		2	
	基礎化学実験		2	
	物理学概論		2	
	物理学基礎実験		1	
	地学基礎実験		1	
	生物学基礎実験		1	
	化学基礎実験		1	
	D	2		
	S		2	
	基礎統計学	2		
学科共通科目	DX科目			
	スマート農業Ⅰ		2	
	スマート農業Ⅱ		2	
	AI・データサイエンスの基礎		2	
	AI技術の社会・産業への応用		2	
	卒論科目			
	応用DS・DX演習	1		
	卒業論文演習	1		
	卒業論文	6		
	基盤科目			
	科学英語Ⅰ	1		
	分析化学概論		2	
学科共通科目	共通科目			
	微生物学概論		2	
	土壌学		2	
	水産生物化学		2	
	水産化学		2	
	応用科目			
	科学コミュニケーション論Ⅰ		1	
	科学コミュニケーション論Ⅱ		1	
	科学英語コミュニケーション	1		
	科学英語Ⅱ	1		
	統計データ解析		2	
	総合的海洋管理(EDS・DX)			
	海洋科学概論	2		
学科共通科目	海洋化学概論		2	
	水産学概論		2	
	海洋ケミカルバイオロジー	2		
	沿岸域防災学		2	
	海洋基礎生態学		2	
	魚類学概論		2	
	水質学		2	
	海洋物理学概論		2	
	基盤科目			
	海洋生命科学概論	2		
	海洋情報化学		2	
	バイオインフォマティクス入門		2	
	活性発現機構		2	
学科共通科目	応用科目			
	国際・地域栄養食科学		2	
	水産生物学		2	
	合意形成学		2	
	海洋管理政策論		2	
	海洋生物生理・生態学		2	
	微生物学入門		2	
	生物化学	2		
	天然物有機化学Ⅰ	2		
	初習海洋生命英語	1		
	海洋生命英語ゼミナール		1	
	海洋生物・生命科学演習	1		
	海洋天然物化学演習	1		
学科共通科目	海洋進化生態学		2	
	分子細胞生物学		2	

区分	授業科目名	単位数		備 考
		必修	選択	
海洋生命科学コース	応用科目			
	天然物有機化学Ⅱ		2	
	海洋生命科学特論Ⅰ		2	
	海洋生命科学特論Ⅱ		2	
	藻類増殖学		2	
	生物有機化学		2	
	資源無機化学		2	
	機器分析学		2	
	資源分析化学		2	
	有機構造解析		1	
	分子生合成論		1	
	微生物学実験	1		
	有機化学実験Ⅰ	1		
	有機化学実験Ⅱ	1		
	分子細胞生物学実験	1		
	発展科目			
	資源物質化学		2	
	海底資源分析実験		2	
	情報化学		1	
	洋書講読		1	
	海洋生命科学実験		1	
	職業指導概論(水産)		2	卒業要件外科目
	計	32	54	

別表7(第8条関係)

学部共通プログラム関係科目

授業科目名	単位数	備 考
農山漁村地域実習Ⅰ	2	
農山漁村地域実習Ⅱ	2	
農山漁村地域実習Ⅲ	1	
農山漁村地域実習Ⅳ	1	
農山漁村地域社会論	1	

※全学科において、卒業に必要な単位に含めることはできない。

別表8(第12条関係)

農林資源科学科(中学校・高等学校「理科」)

教科及び教科の指導法に関する科目

授業科目名	中学校		高等学校		備 考
	必修・選択必修	選択	必修・選択必修	選択	
物理学概論	2		2		
化学概論	2		2		
生物学概論	2		2		
地球科学概論	2		2		
物理学基礎実験	1		1	1	
基礎化学実験	2		2		
化学基礎実験	1		1		
生物学基礎実験	1		1		
地学基礎実験	1		1		
生物有機化学		2		2	
化学生態学		2		2	
基礎分析化学		2		2	
基礎有機化学		2		2	
生物化学		2		2	
無機化学		2		2	
生物環境分析学		2		2	
有機化学		2		2	
代謝生化学		2		2	
栄養化学		2		2	
生体高分子化学		2		2	
植物育種学		2		2	
動物生態学		2		2	
保全生態学		2		2	
森林生態・造林学		2		2	
植物資源科学		2		2	
植物栄養学		2		2	
自然環境学		2		2	
植物遺伝学		2		2	
昆虫学		2		2	
森林保護学		2		2	
植物感染病学		2		2	
植物細菌学		2		2	
動物発生工学		2		2	
植物微生物相互作用論		2		2	
微生物遺伝子工学		2		2	
土壌学		2		2	
土壌微生物生態学		2		2	
農芸化学基礎実験Ⅰ		2		2	
農芸化学基礎実験Ⅳ		2		2	
環境保全基礎実習		2		2	
自然環境学実習		1		1	
自然環境学実験		1		1	
樹木学実習		2		2	
農芸化学基礎実験Ⅱ		2		2	
農芸化学基礎実験Ⅲ		2		2	
※中等理科指導法Ⅰ	2		2	2	高等学校はⅠ、Ⅱ、Ⅳから1科目(2単位)選択必修
※中等理科指導法Ⅱ	2		2		
※中等理科指導法Ⅲ	2		2		
※中等理科指導法Ⅳ	2		2		
計	20	8	13	11	

(注) 1 選択必修科目のうち、必要な単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位とすることができる。

2 最低修得単位数を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位となる。

3 ※の科目は、卒業要件単位には含めない。

別表9(第12条関係)
農林資源科学科(高等学校「農業」)

教科及び教科の指導法に関する科目

授業科目名	必修	選択	備 考
暖地農学概論	2		
※職業指導概論(農業)	2		
蔬菜園芸学		2	
農業気象学		2	
園芸管理学		2	
果樹園芸学		2	
花卉園芸学		2	
施設生産学概論		2	
施設生産システム学		2	
食料生産プロセス学		2	
森林資源循環利用学		2	
地域環境デザイン学		3	
森林作業システム学		2	
植物生育環境学		2	
土壌環境科学		2	
暖地農学基礎実習		2	
農政学		2	
熱帯農学概論		2	
動物生産学概論		2	
作物学		2	
農業経営学		2	
暖地フィールド科学実習Ⅰ		2	
暖地フィールド科学実習Ⅱ		2	
食品流通論		2	
家畜管理学		2	
環境保全農業論		2	
森林生産技術実習Ⅰ		1	
森林マネジメント論		2	
農山村資源利用論		2	
水資源学		2	
森林マネジメント演習		1	
応用力学・演習Ⅱ		3	
環境水質学・実験		3	
木質成分の理化学		2	
農薬化学		2	
森林土木学		2	
木材利用学実験		2	
森林経済学		2	
地域協働インターンシップ		1	
水理学・実験		3	
材料工学・実験		3	
森林環境政策学		2	
測量学・実習		3	
森林生産技術実習Ⅱ		1	
動物生産・繁殖学		2	
※農業科指導法Ⅰ	2		
※農業科指導法Ⅱ	2		
計	8	16	

(注) 1 最低修得単位数を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位となる。
2 ※の科目は、卒業要件単位には含めない。

別表10(第12条関係)

海洋資源科学科(中学校・高等学校「理科」)

教科及び教科の指導法に関する科目

授業科目名	中学校		高等学校		備 考
	必修・選択必修	選択	必修・選択必修	選択	
物理学概論	2		2		
化学概論	2		2		
生物学概論	2		2		
地球科学概論	2		2		
物理学基礎実験	1		1	1	
基礎化学実験	2		2		
化学基礎実験	1		1		
生物学基礎実験	1		1		
地学基礎実験	1		1		
海洋物理学概論		2		2	
生物有機化学		2		2	
水産生物化学		2		2	
水産化学		2		2	
分析化学概論		2		2	
水質学		2		2	
海洋ケミカルバイオロジー		2		2	
資源物理化学		2		2	
資源分析化学		2		2	
水圏地球化学		2		2	
資源無機化学		2		2	
資源物質化学		2		2	
現場化学計測		2		2	
天然物有機化学Ⅰ		2		2	
天然物有機化学Ⅱ		2		2	
海洋環境アセスメント化学		2		2	
機器分析学		2		2	
微生物学概論		2		2	
海洋基礎生態学		2		2	
バイオインフォマティクス入門		2		2	
活性発現機構		2		2	
環境微生物工学		2		2	
生物化学		2		2	
海洋生物生理・生態学		2		2	
微生物学入門		2		2	
海洋進化生態学		2		2	
分子細胞生物学		2		2	
同位体地球化学		2		2	
地球物質循環学		2		2	
水産化学実験		1		1	
海洋微生物学実験		1		1	
分子生物学実験		1		1	
※中等理科指導法Ⅰ	2		2	2	高等学校はⅠ、Ⅱ、Ⅳから1科目(2単位)選択必修
※中等理科指導法Ⅱ	2		2		
※中等理科指導法Ⅲ	2				
※中等理科指導法Ⅳ	2		2		
計	20	8	13	11	

(注) 1 選択必修科目のうち、必要な単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位とすることができる。

2 最低修得単位数を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位となる。

3 ※の科目は、卒業要件単位には含めない。

別表11(第12条関係)

海洋資源科学科(高等学校「水産」)

教科及び教科の指導法に関する科目

授業科目名	必修	選択	備 考
水産学概論	2		
※職業指導概論(水産)	2		
水産生物学		2	
魚類学概論		2	
魚病学		2	
魚類生理学		2	
水産増殖学		2	
藻類増殖学		2	
魚類防疫学		2	
水族環境学		2	
魚類栄養飼料学		2	
水産物利用学		2	
水産物品質管理学		2	
水産食品原料学		2	
水産生物学実験		1	
水族環境学実験		1	
水族栄養学実験		1	
海洋観測実習		1	
水産製造学実習		1	
水族病理学実習		1	
水産増殖学実習		1	
※水産科指導法Ⅰ	2		
※水産科指導法Ⅱ	2		
計	8	16	

(注)1 最低修得単位数を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位となる。

2 ※の科目は、卒業要件単位には含めない。

別表12(第12条関係)

教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法施行規則に規定する科目	授業科目	中学校	高等学校	
		必修	必修	選択必修
教育の基礎的理解に関する科目	教育学・教育課程概論	2	2	
	教職入門	2	2	
	教育制度論	2	2	
	教育心理学概論	2	2	
	特別支援教育入門	2	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育	2		
	総合的な学習の時間・特別活動の指導法	2	2	
	教育の方法・技術(情報通信技術の活用を含む)	2	2	
	生徒指導・進路指導	2	2	
	教育相談	2	2	
教育実践に関する科目	教育実習	5		5
	教育実習			3
	教職実践演習(中・高)	2	2	
合 計		27	23	

(注) 1 選択必修科目のうちから最低修得単位を超えて修得した単位は、第12条第1項第3号に規定する「大学が独自に設定する科目」の単位となる。

2 高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「道徳教育」を「大学が独自に設定する科目」として履修することができる。

3 「教育学・教育課程概論」及び「教育心理学概論」は、卒業要件単位に含むことができる。